

# 令和7年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

## < 鎌倉地域（西地区）>

日 時	令和7年（2025年）7月22日（火） 午後2時～午後4時
場 所	鎌倉市福祉センター 第一・第二会議室
出 席 者	自治会・町内会代表 21名 鎌倉市 7名
内 容 第 1 部	市長からの報告 (1) 市役所移転のQ & A (2) 今後のごみ処理方針について (3) 教育大綱について (4) 東アジア文化都市事業について (5) その他
第 2 部	地域からの議題に関する懇談 (1) 鎌倉消防署の移転について (2) 民泊・ゲストハウスの対応について (3) 「江ノ電鎌倉駅西口改札における沿線住民等優先入場の社会実験の実施について」の成果と今後の予定について

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団体名	氏名	備考
1	佐助自治会	伊藤 佳夫	
2	佐助自治会	塚原 盛	
3	藏屋敷自治会	石川 隆	会長
4	由比ガ浜自治会	倉川 良樹	会長
5	由比ガ浜自治会	和田 哲典	
6	塔之辻自治会	加藤 孝彦	会長
7	塔之辻自治会	小堀 諭	副会長
8	若宮町内会	藤島 節子	会長
9	長谷自治会	太田 正和	会長
10	長谷新宿町内会	片野 玄齊	会長
11	長谷上町町内会	杉山 徹	会長
12	長谷東町町内会	横塚 尚志	会長
13	長谷大谷戸町内会	河合 泰男	会長
14	長谷仲町町内会	三橋 聰	会長
15	極楽寺自栄会	高橋 純信	会長
16	極楽寺西ヶ谷町内会	海老原 謙治	会長
17	極楽寺靈仙会	今井 博司	会長
18	稻村ガ崎自治会	風間 浩美	副会長
19	北稻村ガ崎自治会	鹿嶋 徹	副会長
20	由比ガ浜西自治会	兵藤 沙羅	会長
21	由比ガ浜中央自治会	向井 藤子	会長

【鎌倉市】

	役職	氏名	備考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	共生共創部長	能條 裕子	
3	総務部長	藤林 聖治	
4	市民防災部長	林 浩一	
5	環境部長	加藤 隆志	
6	まちづくり計画部長	服部 基己	
7	消防長	高橋 浩一	

# 第1部 市長からの報告



## 令和7年度 ふれあい地域懇談会

### 第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

1

Kamakura City 鎌倉市

### I. 市役所移転のQ&A



2

令和4年12月

令和7年度

鎌倉市役所移転に関する条例（賛成 16 反対 10 で2/3に足らず否決）  
の否決以降、情報発信不足などの指摘に対応

⇒動画作成など、様々な方法で周知に取り組む

⇒説明会など（約60回・延べ約1,600名）や「てのりかまくら」  
(2,194枚)の配布など、合計約90回・延べ約9,500人

新しい市役所」のイメージを具体化し、  
理解度や納得感を高める必要性

令和6年2月 「基本設計」関連予算が可決

令和6年12月 「基本設計」契約議案が可決、業務開始

令和8年2月 「基本設計」業務完了予定



動画でわかる  
本庁舎等整備事業

3

**(みなさまの疑問にお答えします)**

4

## Q1:耐震補強をしたのに、なぜ移転が必要なの？

A:現在の本庁舎は、「災害対策本部等を担う施設」の耐震性能の基準を満たしていません。

現在の本庁舎は、耐震改修により最低限の耐震性能の基準(Is値0.6)は満たしていますが、発災後も建物を継続して使用できるというものではありません。本庁舎は「災害対策本部等を担う施設」であり、さらに高い耐震性能(Is値であれば現在の1.5倍の0.9)が必要です。これには、耐震ブレース(写真)を現在の倍以上に増やす必要があり、現実的ではありません。また、現在の本庁舎は、地下に受変電設備及び庁内への配電設備があり、地下が浸水すると送電ができなくなりますが、電気室を上階に移設するスペースはなく、また、それを支える建物強度もありません。

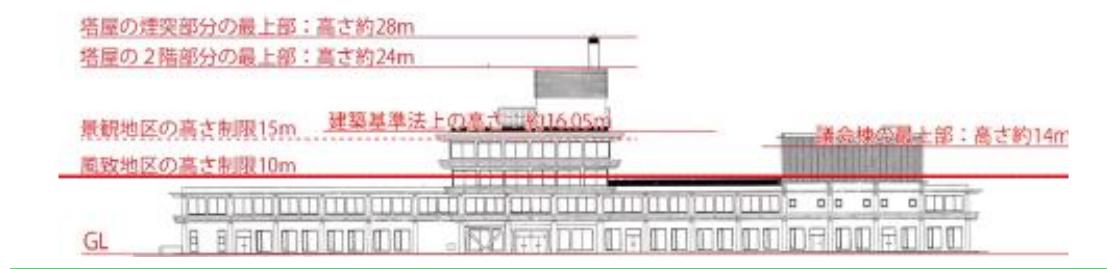


5

## Q2:なぜ建替えではなく、移転するの？

A:現在の敷地には、高さ規制や埋蔵文化財包蔵地などの制約があり、庁舎に必要な面積を確保できません。

鎌倉市の規模で本庁舎として必要な面積を国の基準や他自治体の規模を参考に算定すると、約25,000~30,000m<sup>2</sup>となります。現在の本庁舎が建つ敷地は風致地区の規制があり(高さは10m以下(2階建程度)、建ぺい率40%以下)、地下を設置するなどしても、最大で約14,100m<sup>2</sup>しか確保できません。不足する床面積を敷地外で確保することとなれば、費用面、市民サービス、業務効率などの面で非効率です。



6

## Q3:本庁舎移転後、現在地はどうなるの？

A:行政手続の窓口を残すとともに、周辺の公共施設を複合化し市民の拠点にします。

本庁舎移転後も現在地では、現在の本庁舎1階で対応している主な手続や相談ができるよう行政サービス機能を維持します。さらに周辺の老朽化が進む中央図書館・鎌倉生涯学習センター、NPOセンター等を複合化し、鎌倉の拠点に相応しい場所となるよう「鎌倉庁舎」として整備します。また、防災面で津波避難の機能を持たせるほか、「現地災害対策本部」としても使用できるよう整備します。



7

みなさんとともに、50年後、100年後を見据え、新しい庁舎を考えていきます。

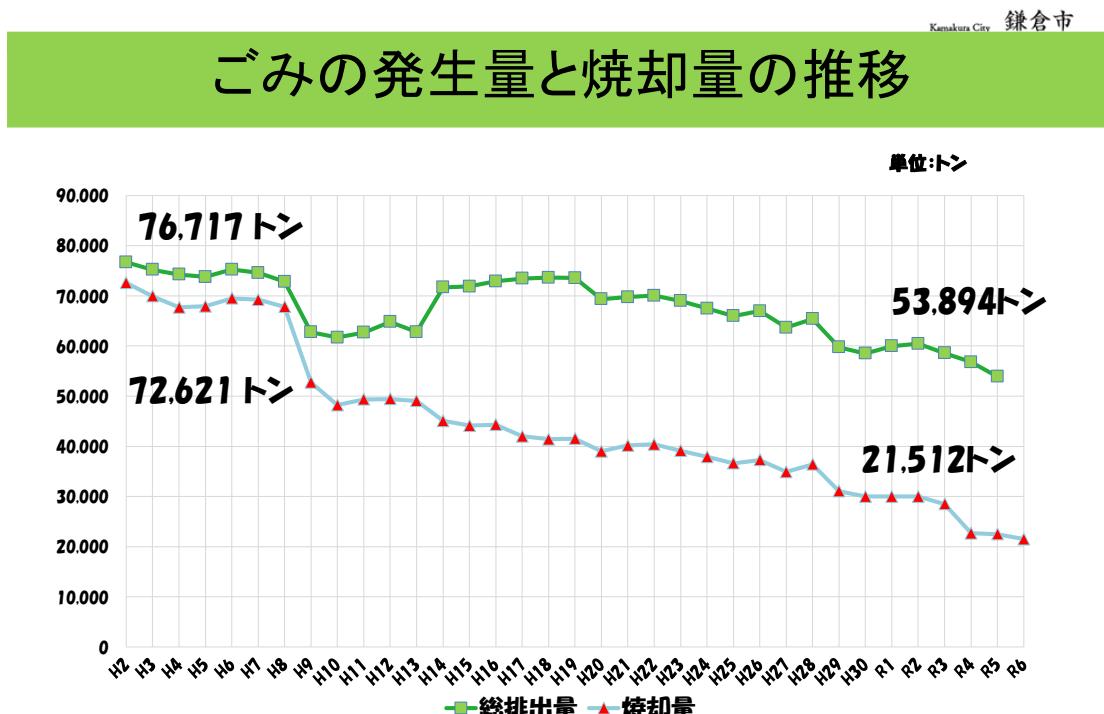


8

## 2.今後のごみ処理方針について



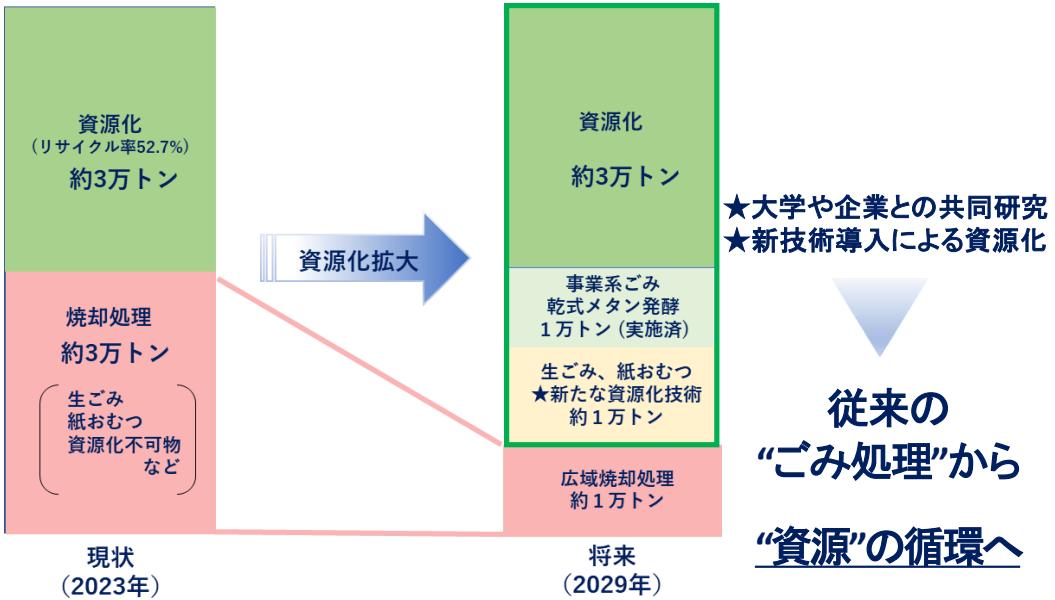
9



10

## 2029年までに焼却量1/3を目指す

※年間のごみ・資源物の総排出量は約6万トン



11

## 戸別収集について



鎌倉市

12

## 戸別収集の実施目的

### クリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減

高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出しに対する負担



不法投棄、動物被害、設置場所調整・当番制等  
クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担



### ごみの減量

ごみ出しの責任が明確化され、分別に対する意識が高まり、燃やすごみに混入する資源物の割合が減少することで、ごみの減量につながる

13

**令和8年（2026年）4月から**

**市内全地域で**

**「燃やすごみ」の戸別収集が始まります。**

**（その他の品目はクリーンステーション収集を継続）**

**先行地区は令和7年4月から実施中**

14

## 戸別収集の実施スケジュール

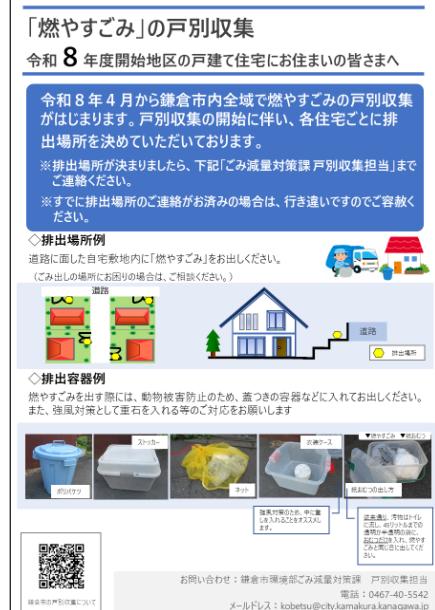
	令和7年（2025年）				令和8年（2026年）			
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
<b>先行地区 (燃やすごみ)</b>	シミュレー シヨン 収集事前				<b>実施中</b> (令和7年4月～)			
<b>全市 (燃やすごみ)</b>		自治会・町内会での説明会	収集事前 シミュレー シヨン	広報・PR活動	<b>実施</b> (令和8年4月～)			

15

## 戸建て住宅の排出場所確認

戸建て住宅にお住いの方は、市の職員が各戸に訪問のうえ、排出場所を確認しています。

ご不在の場合は  
右のチラシ  を  
ポスティングをいたしますので  
排出場所が決まりましたらご連絡ください。



16

## クリーンステーションの継続利用

一定の要件を満たしている場合には、これまで利用していたクリーンステーションを継続して利用することができます。

**クリーンステーションのご利用者様全員で  
よく話し合ってお決めください。**

### 【条件】

- ① 戸別収集導入以前から利用しているクリーンステーションであること
- ② クリーンステーション単位でご利用者様**全員**が継続利用に同意されていること
- ③ 道路安全に影響を及ぼさないこと

### 【備考】

- ・申請は、クリーンステーション単位とします。
- ・町内会に加入していない方もいるため、町内会単位での申請は不可とします。

### 【申請期日】

令和7年11月28日（金）まで

※申請期日を過ぎた場合も受け付けますが、戸別収集開始に間に合わない場合があります。

17

## 3.教育大綱について

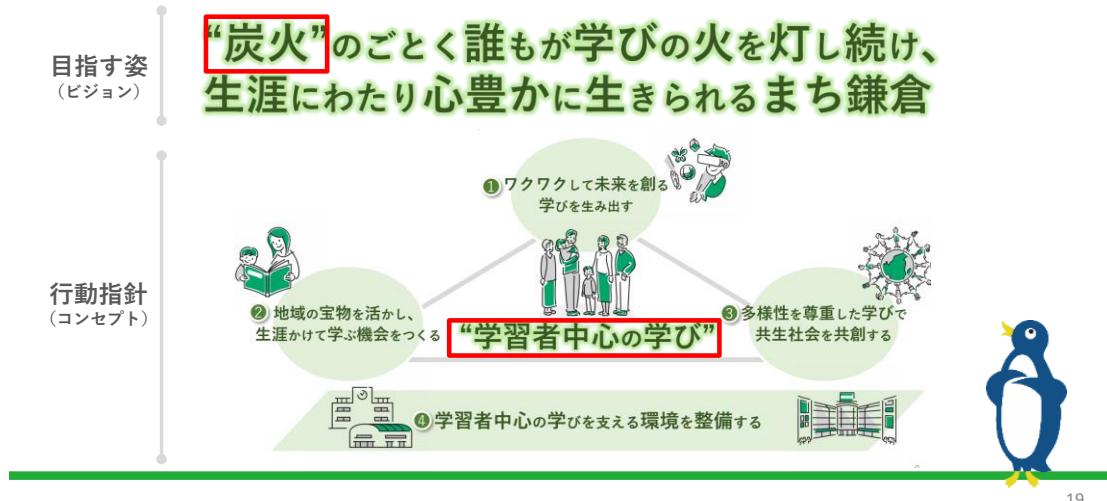


18



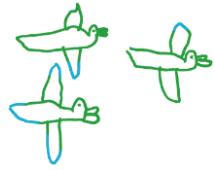
## ○ 教育大綱とは

- 令和7年4月から5年間の鎌倉市教育の大きな方向性を指し示したもの



## ○ 学習者中心の学びの実現に向けて





## 4. 東アジア文化都市事業 について

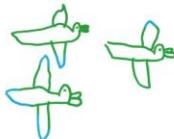


21

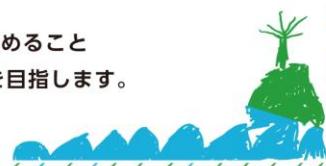


### 東アジア文化都市って？

日・中・韓の3か国で  
文化芸術による発展を目指す都市を選び  
現代のアートや伝統文化・多彩な生活文化に関わる  
さまざまなイベントを開催します。



このような活動を通じて  
東アジアの国々の相互理解やつながりを深めること  
多様な文化を世界に広める力を強くすることを目指します。

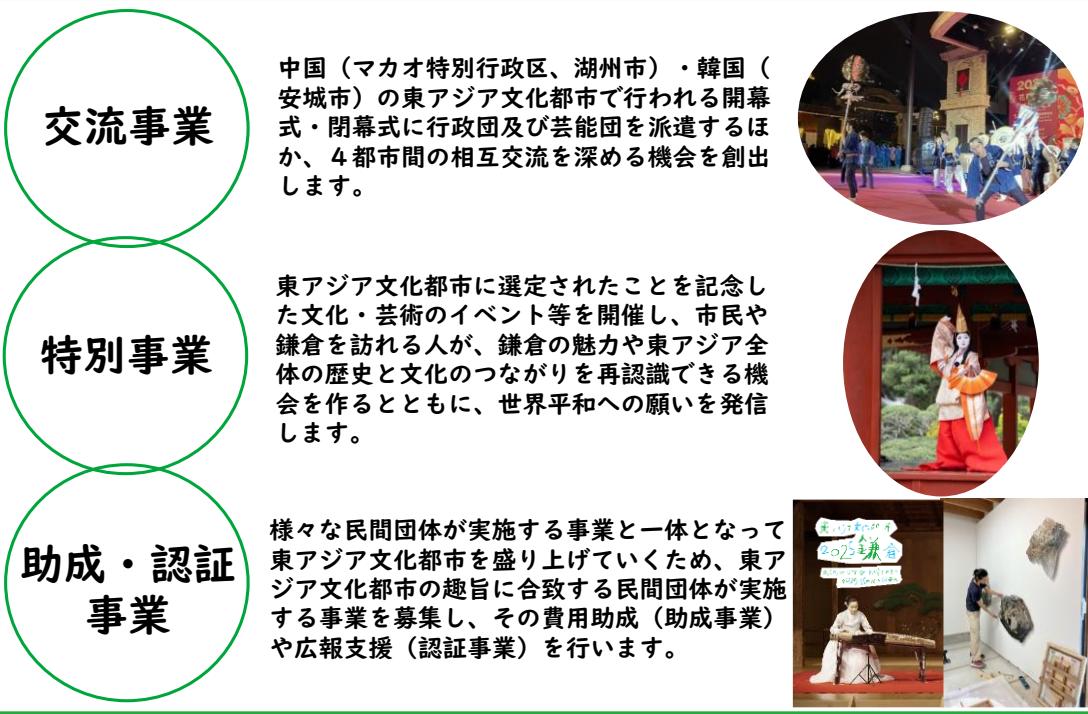


**事業期間：令和7年1月～12月**

22

中国		韓国
マカオ特別行政区	湖州市	安城市
		
<p>マカオ特別行政区は、中国大陸南岸の珠江河口（珠江デルタ）に位置する都市。旧ポルトガル領土のため、東西文化が交差するエキゾチックな街並みが魅力で、現在はカジノとモータースポーツや20以上の歴史的建造物と広場で構成される世界遺産を有する観光地としても知られています。</p>	<p>湖州市は、中華人民共和国浙江省の北部にある都市。古くから養蚕業が発達していたため、絹や毛筆の絶品と言われる湖筆が有名で、「絹の府、魚米の郷、文物の宝庫」と呼ばれています。</p>	<p>安城市は、大韓民国京畿道の南部にある都市。韓国語で「おあつらえ向き」を意味する慣用句「안성맞춤（アンソンマッチュム）」は、かつて安城で精度の高い真鍮製品が生産されており、安城の職人に注文すると注文どおりの器がつくられたことからこのような表現ができたと言われています。</p>

23



24

## 5.その他

- ・稻村ガ崎（国道134号）擁壁改修工事について
- ・旧諸戸邸利活用事業について
- ・文学館大規模修繕事業について
- ・鎌倉地域漁業支援施設整備事業について
- ・オーバーツーリズム対策について
- ・第一小学校施設整備について

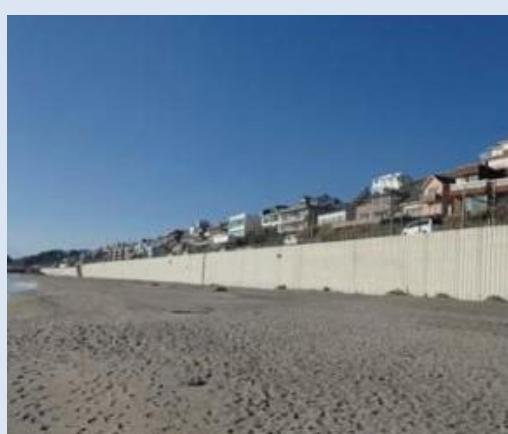
### 稻村ガ崎 拥壁改修工事 国道134号 道路災害防除事業

#### 事業の概要

- 路線名 国道134号
- 事業個所 鎌倉市稻村ガ崎三丁目（西側工区）  
稻村ガ崎一丁目（東側工区）
- 事業概要 事業延長約0.48km 幅員12.0m（2車線）  
擁壁改修工、化粧パネル工  
西側：248m 東側：231m  
鋼管杭工  $\phi 1000\text{mm}$  L = 8.5m~13.5m  
西側：212本 東側：194本
- 事業年度 令和4年度～令和9年度（予定）



#### 完成イメージ



**事業名称 旧諸戸邸利活用事業**

担当部署 総務部公的不動産活用課

**事業の概要**

貴重な建造物として保全を図るとともに、地域の活性化を図りつつ、市の直接的な財政負担を抑制するため、民間事業者による利活用に向けた検討を進めている

**■建物保存に向けた取組**

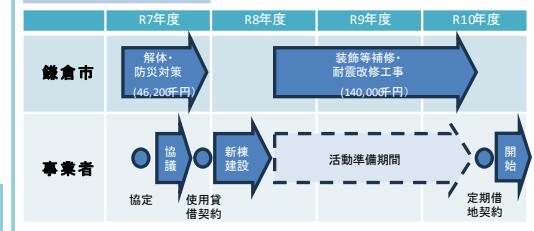
- ・北側斜面防災対策：防護柵設置
- ・増築棟を解体  
(令和7年度工事予定)
- ・装飾等の補修・耐震改修を実施  
(令和8~10年度工事予定)

**■利活用に向けた取組**

- ・利活用の用途：子育て世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯など様々な方が利用でき、かつ、多世代が集い交流し安心して過ごせる居場所となる子ども食堂及び地域食堂実施の拠点としての利活用を検討
- ・利活用事業者：これまで公募による選定を進めてきたが、市内の子ども食堂・地域食堂の運営、フードバンク事業、市内の子ども食堂・地域食堂で構成される「みんなべ連絡協議会」の立ち上げ・幹事など、公益的な事業に豊富な実績を持つ一般社団法人ふらっとカフェによる利活用を前提に協議を行う。協議が成立した場合、令和8年度に事業者が新棟を建設予定


**これまでの経緯**

明治14年(1908年)	建築(福島浪蔵氏の別荘として) 二代目諸戸清六氏の別荘となる
大正10年(1921年)	諸戸家四男に贈与される
昭和11年(1936年)	所有権が諸戸林業に移る
昭和55年(1980年)	市に寄贈される、増築棟建築 子ども会館として利用を開始
平成7年(1995年)	鎌倉市景観重要建築物等に指定
平成18年(2006年)	国登録有形文化財に登録
平成30年(2018年)	耐震性能不足のため子ども会館閉館
令和4年(2022年)	鎌倉市歴史的風致形成建造物に指定 サウンディング型市場調査実施
令和5年(2023年)	耐震改修等基本設計 サウンディング調査参加者へ追加ヒアリング実施
令和6年(2024年)	増築棟解体及び斜面対策工事実施設計 装飾等補修・耐震改修工事実施設計(～令和7年度)

**今後のスケジュール**


27

**事業名称 文学館大規模修繕事業**

担当部署 共生共創部文化課

**事業の概要**

- ・昭和11年建築の旧大名家加賀100万石の前田家の鎌倉別邸
- ・鎌倉三大洋館の1つ、登録有形文化財、「鎌倉文学館」開館後40年、初の休館を伴う大規模改修により鎌倉文学館の魅力を拡大

**【文化財的価値の保存と活用】**

歴史的建造物としての価値を損なわないよう、出来る限り保存しながら、文学館として活用するための老朽化対策を実施

**【バリアフリー対応】**

エレベーターを新設するほか、階段手摺やトイレ等整備

**【安全対策】**

落石防護柵を新設し、レッドゾーンの区域指定を一部解除

**【公開範囲の拡大】**

これまで公開できなかった本館3階を一般公開に向け調整中  
来館者の安全性確保について検討中

**【隣接敷地の一休憩場】**

バラ園南側の敷地に券売所、ミュージアムショップ、喫茶機能を新設。また、平成22年に寄贈された旧前田邸(S46年築、RG造、文化財指定なし)は、これまで活用を検討してきたものの、室内に段差が多く、バリアフリー化が困難であり、耐震診断も必要なこと、また令和3年にレッドゾーンの区域に指定されたことなどから



ら活用は困難であると判断し、解体跡地に管理棟を新設するが、瓦の再利用など趣を残すなど、前田家の記憶を残すよう配慮する。

**これまでの経緯**

昭和11年(1936年)	16代前田利為氏現建物建築
昭和57年(1982年)	17代前田利建氏建物を市へ寄附
昭和60年(1985年)	鎌倉文学館開館
平成2年(1990年)	市景観重要建築物指定
平成12年(2000年)	国登録有形文化財に登録
令和2年(2020年)	歴史的風致形成建造物に指定
令和2年度-令和3年度	劣化診断調査(4,256,000円)
令和4年度-令和5年度	基本設計(95,920,000円)
令和5年度-令和6年度	実施設計(67,012,000円)
令和5年度-令和6年度	付属棟増築工事設計(28,369,000円)
令和6年度(2024年)	本館土砂災害対策防護柵設置工事(69,252,700円)

**今後のスケジュール**

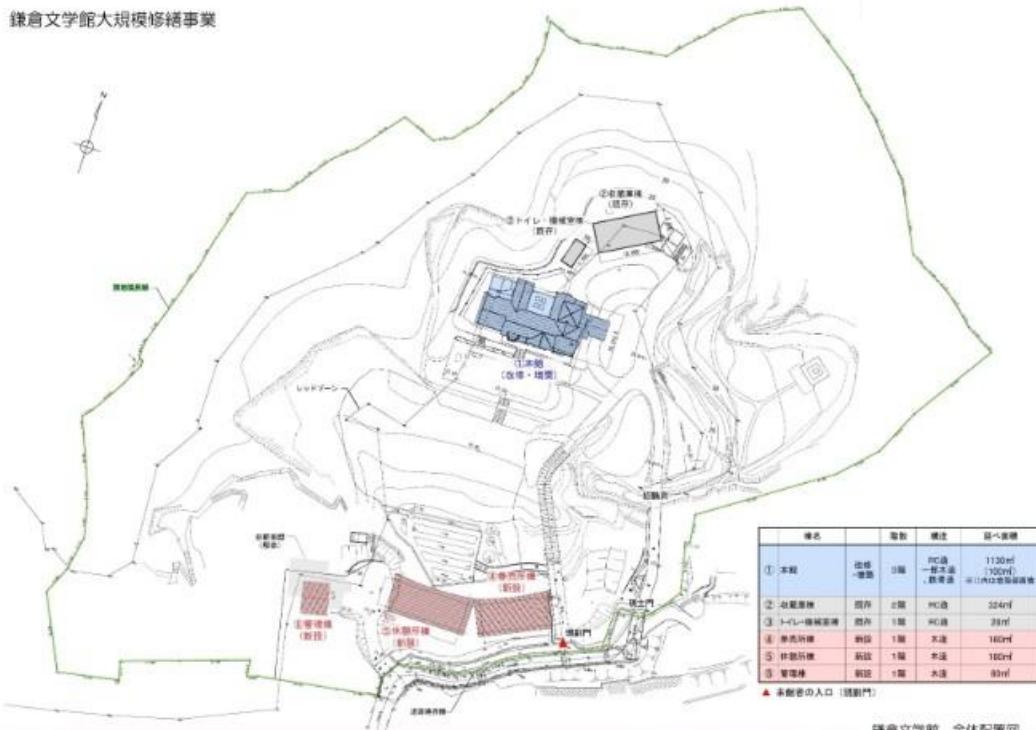
令和7年度	埋蔵文化財発掘調査 改修工事事業選定(仮契約) アウトリーチ事業(永井路子記念展)
令和7年度予算	(文学館管理運営事業4,436,000円) 文学館大規模修繕事業5,203,000円)
令和8年度	改修工事(～令和10年度予定 28箇月) (継続費2,683,450,000円)
令和11年度	再開館予定

**添付資料**

配置図

28

## 鎌倉文学館大規模修繕事業



鎌倉文学館 全体配図

29

## 鎌倉地域漁業支援施設整備事業

担当部署 都市整備部農水課

## 事業の概要

目的：鎌倉地区に漁業支援施設を新たに整備することで、漁業者の就労環境改善、海岸利用者及び近隣住民の安全確保を図る。

概要：現在、材木座から坂ノ下の海岸を拠点とする漁業者（湘南漁業協同組合鎌倉支所所属の組合員）は、漁港施設の無い厳しい環境で漁業を行っている。

漁業支援施設を整備することで、漁業の拠点を集めし、漁業者の就労環境を改善するとともに、海岸利用者や周辺住民の安全確保が図られる。

事業費は国・県の補助金を活用する予定。



台風による漁具倉庫への被害。残骸の飛散により、周辺住民等に対する安全への影響がある。

## これまでの経緯

- 昭和28年：坂ノ下漁業協同組合から「坂ノ下防波堤設置に関する請願」が議会に提出される。
- 昭和54年、56年、60年：鎌倉漁業協同組合から「（仮称）鎌倉漁港建設促進についての陳情」が議会に提出される。
- 昭和63年～平成23年：鎌倉漁港対策協議会（略称：漁対協）
  - 市長から諮問を受け発足。漁港建設の是非などについて議論され、鎌倉地域には漁港が必要との結論。
  - 平成23年～平成24年：鎌倉地域の漁業と漁港にかかるワークショップ
    - 漁対協における結論を踏まえ、広く市民意見を聴取することを目的に設置。
  - 平成25年～平成28年：鎌倉市水産業振興協議会
  - 平成30年～令和2年：鎌倉市水産業振興計画推進委員会
  - 令和2年4月：鎌倉市水産業振興計画策定
    - 漁業支援施設整備についての方針を掲載
  - 令和7年5月：鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事仮契約（ユタカ建設㈱）

## 今後のスケジュール



30

**事業名称 オーバーツーリズム対策**
**担当部署 市民防災部観光課**
**事業の概要**

特定の場所に多くの観光客が集中することで、市民と観光客の軋轢などオーバーツーリズムが発生している。コロナ禍後、多くの訪日外国人(インバウンド)観光客が訪れ、日本の文化や風習になじまない迷惑行為や、食べ歩き、ごみのポイ捨て、交通渋滞などが発生している。

【令和6年度事業】以下の10事業を観光庁補助金「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の先駆モデル型・一般型を活用して実施。

**観光客の分散・平準化**

- ①公式ホームページ「鎌倉観光公式ガイド」の改修(多言語・教育・防災の新規追加)
- ②混雑可視化システム「鎌倉観光混雑マップ」の改修(予測機能追加、推計データの作成)
- ③渋滞緩和を目的とした広告展開(JR駅構内・JR埼京線動画広告PR等)

**マナー啓発**

- ④八幡宮前交差点における交通誘導員の配置
- ⑤ポイ捨て防止のマナー啓発事業(周知用チラシ10,000冊作成・配付)
- ⑥街頭防犯カメラ設置業務(JR鎌倉駅東口付近及び江ノ島電鉄鎌倉高校前駅付近)
- ⑦鎌倉市内特定箇所交通誘導業務(江ノ電鎌高前踏切・鎌倉駅東口・小町通り)
- ⑧ボランティアガイドによる滞留解消(鎌倉駅東口・西口、長谷駅周辺)
- ⑨初詣交通規制に伴う交通誘導員の配置(滑川交差点他)
- ⑩多言語ボランティアガイドによる滞留解消(GV等・鎌倉駅東口・西口)


**これまでの経緯**
**【オーバーツーリズム協議会】**

国土交通省・神奈川県・藤沢市・公共交通機関ほか関係団体と連携しながら、地域課題の解決に取組んでいる。

第1回 令和5(2023年)11月 6日

第2回 令和6(2024年)1月 24日

第3回 令和6(2024年)4月 16日

第4回 令和6(2024年)11月 11日

第5回 令和7(2025年)3月 26日

**今後のスケジュール**

・全10事業(うち1事業は江ノ電が実施主体)

・令和7(2025年)6月～令和8(2026年)2月実施予定

・予算総額43,734,30円(うち江ノ電3,912,65円)

・補助総額29,156,19円(うち江ノ電2,608,43円) ※補助割合2/3

・詳細は添付資料令和7年度OT予定事業一覧(参照)

**添付資料**

・オーバーツーリズム対策添付資料 令和7年度補助事業概要

・その他オーバーツーリズム対策にかかる取り組み

・オーバーツーリズム対策にかかる府内、府外連携

**■オーバーツーリズム対策添付資料 令和7年度補助事業概要**

補助事業名	事業イメージ	概要	事業者	事業予算	補助金額(補助率2/3)		事業実施予定期間
					開始	完了	
1 鎌倉観光公式ガイドリニューアル業務	 スマートフォンでの操作性・閲覧性向上 多言語情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鎌倉市観光協会が運用する観光客向けホームページ「鎌倉観光公式ガイド」について、スマートフォンで閲覧・検索しやすい構成とともに、全体レイアウトやページ構成を見直すことで操作性・閲覧性を高める。</li> <li>➢ 多言語サイトおよび防災サイトの対応言語に「韓国語」を追加する。</li> <li>➢ イベントその他観光情報や、注意喚起情報などの動的情報を、タイムリーに外国人観光客向けに発信するために、多言語翻訳機能を追加する。</li> </ul>	鎌倉市(観光課)	12,281,500円	8,187,666円	R7年7月	R8年1月
2 観光誌広告掲載	新規事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鎌倉地域における交通渋滞の緩和を目的として実施しているパーク＆ライド及び鎌倉フリー環境手形の広告を展開し、利用促進を図る。</li> </ul>	鎌倉市(都市計画課)	5,123,800円	3,415,866円	R7年7月	R8年2月
3 渋滞緩和を目的とした広告	 公共交通での来訪を促進するWEB広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鎌倉駅を中心に、多くの歴史的遺産が存在する地域では、休日には慢性的な交通渋滞が発生しており、緊急車両の走行や公共交通機関の運行に支障をきたしている。</li> <li>➢ 鎌倉に関心がある層に対し、WEBで渋滞緩和に向けた広告を発信することで公共交通機関での来訪を促進し、観光渋滞を抑制する。</li> </ul>	鎌倉市(都市計画課)	3,740,000円	2,493,333円	R7年7月	R8年2月
4 初詣交通規制に伴う交通誘導員の配置	 初詣交通規制の様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鎌倉地域では年末年始に多くの観光客等が訪れるから、鎌倉地域への目的交通が増加することで地域の交通環境に影響が生じることが課題となる。</li> <li>➢ 鎌倉地域の流入口に交通誘導員を配置し、鎌倉地域に入流する車両を制限することで、歩行空間の確保や交通渋滞発生が抑制され、緊急・救急活動が円滑に行われるほか、交通事故防止を図る。</li> </ul>	鎌倉市(都市計画課)	4,276,470円	2,850,980円	R7年10月	R8年2月

	補助事業名	事業イメージ	概要	事業者	事業予算	補助金額 (補助率2/3)	事業実施予定 開始 完了
5	鎌倉市・藤沢市エリアにおける繁忙期やイベント開催時の駅及び踏切、併用軌道への警備増強事業（江ノ電）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鎌倉、由比ヶ浜、長谷、鎌倉高校前、江ノ島等の各駅、及び踏切等へ警備員を配置する。</li> <li>➢ 江ノ島駅～腰越駅間、稲村ヶ崎駅～極楽寺駅間の併用軌道へ警備員を配置する。</li> <li>➢ 3連休や花火、祭礼等時、混雑駅及び踏切、また併用軌道へ警備員を配置することで、安全確保及び列車遅延を防止する。</li> </ul>	江ノ島電鉄	3,912,650円	2,608,433円	R7年7月 R8年2月
6	ボランティアガイドによる滞留解消（鎌倉駅前及び長谷駅周辺）		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 観光客が多い地点において、観光客が歩道に滞留し、通行の妨げになり、また、観光客も目的地へスムーズに辿り着けず、満足度低下の原因となっている。</li> <li>➢ 例年混雑する紅葉の時期等を中心に、観光客が多い地点（鎌倉駅前及び長谷駅周辺）において、観光案内を行うボランティアガイドを配置し、目的地までの道のりが分からぬ観光客に向け積極的に案内を行うことで、滞留を解消し、観光客及び住民にとって良好な環境を確保する。</li> </ul>	鎌倉市（観光課）	929,280円	619,520円	R7年9月 R8年2月
7	鎌倉市内特定箇所交通誘導業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 小町通りでは、小町通りを車で横切る時に観光客等の歩行者が多く、車が通行できずに渋滞するため、近隣住民から車のクラクション等の騒音、歩行者等の安全確保並びに車両の円滑な運行が課題となっている。</li> <li>➢ JR鎌倉駅東口駅前広場におけるロータリー中央部等の横断歩道では、混雑が予想される特異日等において多くの観光客等の歩行者が横断することから、歩行者等の安全確保並びに路線バス等の円滑な運行が課題となっている。</li> <li>➢ 鎌倉高校前1号踏切道前は、アニメの影響もあり、多くの外国人観光客等が、踏切内や道路上で写真等を撮影し、歩行者や車両の通行に支障が生じ課題となっている。</li> <li>➢ 上記箇所に交通誘導員を配置し、観光客等の歩行者及び近隣住民の通行等の安全確保と車両の円滑な通行を確保する。</li> </ul>	鎌倉市（都市計画課）	10,742,600円	7,161,733円	R7年7月 R8年2月

	補助事業名	事業イメージ	概要	事業者	事業予算	補助金額 (補助率2/3)	事業実施予定 開始 完了
8	八幡宮前交差点における交通誘導業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 多くの観光客が来訪する鶴岡八幡宮の入口部分に所在する八幡宮前交差点では、歩行者信号が赤となつても横断しきれない歩行者が多数おり、青信号にて進行しようとする自動車の円滑な交通が阻害されている。</li> <li>➢ 多くの観光客が鶴岡八幡宮に来訪することで混雑が予想される特異日等に交通誘導員を配置し、歩行者信号の現示に応じ適切に歩行者を誘導することで、青信号にて進行しようとする自動車の円滑な交通を確保する。</li> </ul>	鎌倉市（都市計画課）	1,155,000円	770,000円	R7年7月 R8年2月
9	街頭防犯カメラ設置業務		<p>街頭防犯カメラを設置し、その周知を行っていくことで、持続的・継続的に迷惑行為等を防止・抑制していく。</p> <p>また、有事の際は撮影映像を警察に提供するなど、捜査協力をを行う。（鎌倉駅西口、北鎌倉駅西口を予定）</p>	鎌倉市（地域のつながり課）	990,000円	660,000円	R7年7月 R8年1月
10	ポイ捨て防止のマナー啓発事業		啓発用のごみ持ち帰り袋を作成し、ごみの持ち帰り、ポイ捨て防止のマナー向上や行動変容に繋がる取り組みを行う。	鎌倉市（環境保全課）	583,000円	388,666円	R7年7月 R8年2月
合計					43,734,300円	29,156,197円	

## ■その他オーバーツーリズム対策にかかる取り組み

鎌倉観光混雑マップの公開



- 主要観光エリア10地点の混雑情報を案内
- 晴れ・曇り・雨の場合の、1週間の混雑予測と、過去1週間の混雑実績を緑・黄色・赤のカラーで表示
- 地図やアイコンを使い英語を併記することで外国人観光客でも直感的に分かるように表示

HPでのマナー啓発



- 日本語の他、英・中（簡・繁）  
韓で鎌倉で守っていただきたい観光マナーや、神社の参拝方法等も

多言語マナー看板



- 希望者(近隣住民等)へマナー掲示物を無償配布
- マナー看板の新設
- SNSでの呼びかけ

### 青パトの巡回



- 週に3～5日程度巡回
- 日・英・中国語で交通ルールの注意喚起、白タク対応

歩行誘導看板



35

## ■オーバーツーリズム対策にかかる府内、府外連携

会議体	参加団体	目的	実施
鎌倉市・藤沢市エリアにおけるオーバーツーリズム未然防止・抑制に向けた協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市観光課、藤沢市観光課</li> <li>神奈川県、関東地方整備局、関東運輸局</li> <li>神奈川県観光協会、鎌倉市観光協会、藤沢市観光協会</li> <li>江ノ島電鉄株式会社、湘南モノレール株式会社、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社、京浜急行バス株式会社</li> <li>鎌倉小町商店会、鎌倉表参道商店会、湘南藤沢活性化コンソーシアム</li> </ul>	情報共有・オーバーツーリズム補助金事業の決定（申請主体）	令和5年度2回 令和6年度3回
鎌倉高校前駅周辺の外国人等観光客対策連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市都市計画課、地域のつながり課、観光課、環境保全課</li> <li>鎌倉警察署地域課、交通課、警備課</li> <li>江ノ島電鉄株式会社</li> <li>地元自治会</li> </ul>	情報共有・意見交換	令和5年度1回 令和6年度1回
鎌倉高校駅前対策府内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市地域のつながり課、総合防災課、観光課、環境保全課、都市計画課、みどり公園課</li> </ul>	情報共有、意見交換、対策等実施調整	令和7年度1回

36

## 事業名称 学校施設整備

担当部署 教育文化財部学校施設課

### 事業の概要

本市の小学校及び中学校は、昭和40年代から50年代に建築した建物が多く、老朽化が進行しており、計画的な改修や建替えが必要となっている。一方で、多様な教育ニーズに対応するとともに、学校間の児童・生徒数や学級数等のアンバランスの解消、人口動向を見据えた学校規模の適正化の検討も必要となっていることから、学校施設の現状と課題を踏まえ、学校の適正規模や適正配置等を総合的に判断しながら、学校施設の建替えや長寿命化改修、大規模改造等の再整備手法や整備スケジュール等を示す「鎌倉市学校整備計画」を令和6年3月に策定した。

現在、本計画に基づき、様々な取り組みを進めている。

#### 【第一小学校】

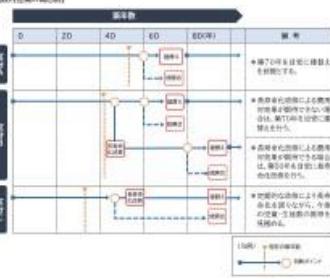
施設の老朽化や劣化の状況だけでなく、津波浸水想定区域内に立地しているという立地場所の災害リスク等から、整備に係る優先順位1番として令和年度から建替えに係る基本構想策定に取り組んでいる。【第一小学校】

#### 【山崎小学校】

山崎小学校（優先順位2番）では、台のデンカ大船工場において、今後、土地利用の転換が予定されているこの機会をとらえ、現在の工場用地の一部について、山崎小学校の移転候補地として確保できるよう、検討を進めている。

#### 【その他の取組】

校内トイレの老朽化している学校の改修や更なる洋式化を計画的・早急に進めるとともに、学校体育館への冷暖房設備の設置について、早期の予算化を目指していく。



### これまでの経緯

- 令和4年度 鎌倉市学校整備計画検討協議会設置  
第1回～第4回会議を開催
- 令和5年度 第5回～第8回会議を開催  
「鎌倉市学校整備計画」策定（令和6年3月）
- 令和6年度 「鎌倉市学校整備計画」に基づく検討により、施設整備の優先順位を決定  
小学校体育館トイレの洋式化実施 9月補正）

### 今後のスケジュール

#### 【第一小学校】

- 令和7年度 (基本構想: 予算額 9,700,000円)
- 令和8年度 (基本計画)
- 令和9年度・10年度 (基本設計・実施設計)
- 令和11年度・12年度 (工事)
- 【山崎小学校】
- 学校用地取得の必要性や規模感等を説明し、今後も協議を進めていく。
- 【その他の取組】
- 随時実施していく予定。

### 添付資料

- ・資料1：施設整備の優先順位について

# 資料 1

## 【施設整備の優先順位について】

### 1. 優先順位を判断する指標の設定について

(1) 整備順位区分

令和6年（2024年）3月に策定した「鎌倉市学校整備計画」において、築年数に基づいた整備区分を3つに分類しています。

(2) 指標について

① 施設整備の整備状況

② 指標について

③ 教室数（2024年時点）

④ 築年数

各校の築年数がそのまま得点となるとともに、単に表

的な築年数を持つて比較するだけでなく、機関の老朽化の状況や整備規格等考慮して評価

することによって各校の新旧化の合意を数値化し、数値を元に評価点を算出しています。(区分

A及び区分B：1位1点、2位2点、3位3点、4位4点、5位5点、6位6点、7位3点、8

位2点、9位1点、区分C：1位7点、2位6点、3位5点、4位4点、5位8点、6位2点、7位1点)

また、機関毎に緊急度を見た場合、それぞれの区分における築年数が古い機関を評価しています。(1位4点、2位3点、3位2点)

(4) 現状評価

平均29年から30年程度かけて、学校施設の構造部材の健全性及び電気・機械設備等の劣

化状況の点数を算出し、その結果、D評価（早急に対応する必要あり）は該当した学校について

は、評価点3点を設定しています。

(5) 教育活動上の問題

① 学校施設の老朽化状況(築年数・構造部材の健全性・劣化状況評価)

② 教育活動の実施環境(教室や机、机椅子や面積不足、教室配置、ナシアフリ)の状況

③ 将来児童・生徒数、学級の推計

④ 学校施設立地場所の立地評り(土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域、内外沿岸想定区域等)

⑤ 児童・生徒数による開発事業の動向

(2) 指標の最高同計画で築年数による3区分を基本に、以下の5つの視点に基づいて整備の優先順位を設定するものといたします。

① 学校施設の老朽化状況(築年数・構造部材の健全性・劣化状況評価)

② 教育活動の実施環境(教室や机、机椅子や面積不足、教室配置、ナシアフリ)の状況

③ 将來児童・生徒数、学級の推計

④ 学校施設立地場所の立地評り(土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域、内外沿岸想定区域等)

⑤ 児童・生徒数による開発事業の動向

## 2. 区分別の整備順位検討

1. (2)の①~⑤の各指標について区分ごとに整理し、各項目で評価点を設定了上で、整備順位を検討します。

(1) 整備手法について

ア 区分A（～令和23年度（2024年度）までに築70年となる建物を有する学校）

イ 区分B（令和24年度（2025年度）～令和35年度（2036年度）に築70年となる建物を有する学校）

ウ 区分C（令和34年度（2026年度）以降に築70年となる建物を有する学校）

区分Cは、定期的な検査による長寿命化と図ることします。

(2) 指標について

ア 学校施設の整備状況

① 築年数（2024年時点）

各校の築年数がそのまま得点となるとともに、単に表

的な築年数を持つて比較するだけでなく、機関の老朽化の状況や整備規格等考慮して評価

することによって各校の新旧化の合意を数値化し、数値を元に評価点を算出しています。(区分

A及び区分B：1位1点、2位2点、3位3点、4位4点、5位5点、6位6点、7位3点、8

位2点、9位1点、区分C：1位7点、2位6点、3位5点、4位4点、5位8点、6位2点、7位1点)

また、機関毎に緊急度を見た場合、それぞれの区分における築年数が古い機関を評価しています。(1位4点、2位3点、3位2点)

(4) 現状評価

平均29年から30年程度かけて、学校施設の構造部材の健全性及び電気・機械設備等の劣

化状況の点数を算出し、その結果、D評価（早急に対応する必要あり）は該当した学校について

は、評価点3点を設定しています。

(5) 教育活動上の問題

① 学校施設の老朽化状況(築年数・構造部材の健全性・劣化状況評価)

② 教育活動の実施環境(教室や机、机椅子や面積不足、教室配置、ナシアフリ)の状況

③ 将來児童・生徒数、学級の推計

④ 学校施設立地場所の立地評り(土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域、内外沿岸想定区域等)

⑤ 児童・生徒数による開発事業の動向

人学校を想定した場合の4クラス以上)の増加となる場合は、評価点として2点を設定しています。

エ 学校施設立地場所の災害リスク

区分A（～令和23年度（2024年度）までに築70年となる建物を有する学校）

区分B（令和24年度（2025年度）～令和35年度（2036年度）に築70年となる建物を有する学校）

区分C（令和34年度（2026年度）以降に築70年となる建物を有する学校）

区分Cは、定期的な検査による長寿命化と図ることします。

(3) 評価結果について

上記ア～イの指標について、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(4) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行ったことから、今後児童・生徒数の増加が予定されおり、市内の児童・生徒数の影響が大きいと考えられます。

(5) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(6) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(7) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(8) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(9) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(10) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(11) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(12) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(13) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(14) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(15) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(16) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(17) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(18) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(19) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(20) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(21) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(22) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(23) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

## 3. 区分別の整備順位検討

1. (2)の①~⑤の各指標について区分ごとに整理し、各項目で評価点を設定了上で、整備順位を検討します。

(1) 整備手法について

ア 区分A（～令和23年度（2024年度）までに築70年となる建物を有する学校）

イ 区分B（令和24年度（2025年度）～令和35年度（2036年度）に築70年となる建物を有する学校）

ウ 区分C（令和34年度（2026年度）以降に築70年となる建物を有する学校）

区分Cは、定期的な検査による長寿命化と図ることします。

(2) 指標について

ア 学校施設の整備状況

① 築年数（2024年時点）

各校の築年数がそのまま得点となるとともに、単に表

的な築年数を持つて比較するだけでなく、機関の老朽化の状況や整備規格等考慮して評価

することによって各校の新旧化の合意を数値化し、数値を元に評価点を算出しています。(区分

A及び区分B：1位1点、2位2点、3位3点、4位4点、5位5点、6位6点、7位3点、8

位2点、9位1点、区分C：1位7点、2位6点、3位5点、4位4点、5位8点、6位2点、7位1点)

また、機関毎に緊急度を見た場合、それぞれの区分における築年数が古い機関を評価しています。(1位4点、2位3点、3位2点)

(4) 現状評価

平均29年から30年程度かけて、学校施設の構造部材の健全性及び電気・機械設備等の劣

化状況の点数を算出し、その結果、D評価（早急に対応する必要あり）は該当した学校について

は、評価点3点を設定しています。

(5) 教育活動上の問題

① 学校施設の老朽化状況(築年数・構造部材の健全性・劣化状況評価)

② 教育活動の実施環境(教室や机、机椅子や面積不足、教室配置、ナシアフリ)の状況

③ 将來児童・生徒数、学級の推計

④ 学校施設立地場所の立地評り(土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域、内外沿岸想定区域等)

⑤ 児童・生徒数による開発事業の動向

(6) 指標の最高同計画で築年数による3区分を基本に、以下の5つの視点に基づいて整備の優先順位を設定す

るものといたします。

(7) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(8) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(9) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(10) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(11) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(12) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(13) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(14) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(15) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(16) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(17) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(18) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

(19) 評価結果について

上記ア～イの指標に基づき、それぞれ小学校について評価を行った結果、区分ごとの整備順位は次の通りとなります。

## 情報提供

- ・ 鎌倉地域の主な取組・予算について
- ・ 鎌倉市浄明寺における漏水事故について
- ・ 公共施設再編計画 社会基盤施設マネジメント計画について



---

39

## 鎌倉地域 約24.9億円

### <主な取組>

- ・ 名越中継施設整備関連 7.3億  
→既存焼却施設解体及び中継施設の工事費用4.8億（R7-10で実施。  
総額約55億）  
敷地内の法面整備に係る費用 2.5億円（R7-8で実施。総額 5 億）
- ・ 鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事3.9億  
→鎌倉地域の漁業者の就労環境の改善、海岸利用者の安全確保などを目的とした漁業支援施設整備事業のうち、防波堤を整備するもの
- ・ 第一中学校通学路法面整備工事 1.9億  
→鎌倉市立第一中学校の通学路における安全確保のため、整備を行うもの

---

40

# 鎌倉地域 約24.9億円

- ・ 荘柄天神参道整備 1.3億  
→砂利道等を改善するための舗装工事を行うもの  
歴史的遺産をつなぐ散策路の1つとして、景観に配慮した舗装とする
- ・ 文学館大規模修繕 0.8億  
→令和6年に附属棟建設予定地の埋蔵文化財確認調査を行ったところ  
遺構が展開する可能性があることが判明したため、埋蔵文化財発掘  
調査を行うもの
- ・ 道路維持修繕工事（浄明寺） 0.6億  
→現在通行止めとなっている釈迦堂切通しの通行再開に向けて、舗装工事を実施
- ・ 道路維持修繕工事（御成町） 0.6億  
→令和6年度に警察が市役所前交差点の横断歩道に設置したエスコートゾーン（視覚障害者の通行をサポートする路上設備）に合わせて、歩道の点字ブロックの位置を変えるもの

41

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所提供資料

## I 鎌倉市浄明寺における漏水事故について

### 1 概要

令和7年6月28日（土）午前1時頃に警察に通報があり、午前2時頃、鎌倉市浄明寺付近の水道管からの漏水を職員が確認し、周辺の道路が冠水により一時通行止めとなった。

また、この漏水の修理に伴い、鎌倉市的一部区域で約1万戸の断水が発生し、濁水の解消等に時間を要したため、復旧は同日午後10時となった。

### 2 主な経過

午前1時頃	住民から警察への通報あり
1時30分	県道204号線（金沢鎌倉線）の通行規制開始
2時頃	漏水事故を確認
3時30分	断水情報をホームページに掲載
4時30分	漏水の止水と修理のためバルブを閉止、約1万戸が断水
7時10分	県道204号線（金沢鎌倉線）の通行規制解除
9時	応急給水を開始
午後1時	漏水箇所の水道管の復旧工事を完了
1時20分	通水を再開し、その後、順次、水道管路の洗浄を開始
10時	水道管路の洗浄を終了、応急給水を終了

42

### 3 漏水の概要

#### (1) 漏水箇所

鎌倉市浄明寺2丁目7番付近



(図1 漏水箇所位置図)

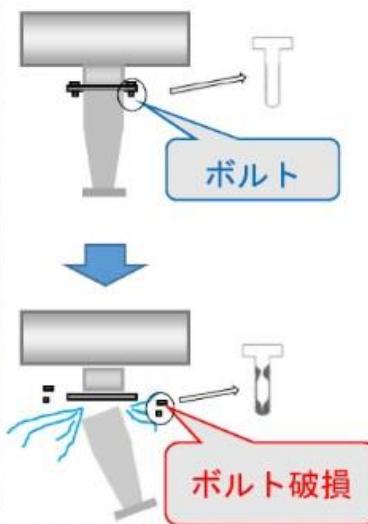
43

#### (2) 漏水原因

直径250mmの水道管（昭和39年布設）の継手部分のボルトが腐食し、継手が離脱したため。



(図2 漏水箇所写真)



(図3 漏水箇所模式図)

44

### (3) 主な被害の状況

- ・ 県道204号線（金沢鎌倉線）の報国寺入口交差点付近が一時通行止めとなったが、午前7時頃に解除となった。
- ・ 鎌倉市の一帯において、午前4時過ぎから約1万戸で断水及び濁水が発生したが、午後3時頃までには断水は概ね解消し、濁水も午後10時頃までには解消した。

#### [断水区域]

鎌倉市 十二所、浄明寺一丁目～六丁目、二階堂、西御門一丁目～二丁目、雪ノ下一丁目～五丁目、雪ノ下、扇ガ谷二丁目～四丁目、小町一丁目～三丁目、大町一丁目～四丁目・六丁目～七丁目、材木座二丁目

- ・ 断水に伴い、多くの飲食店や観光施設等が臨時休業となった。
- ・ なお、漏水を直接の原因とする浸水被害や人的被害は、これまで報告されていない。

## 4 主な対応状況

### (1) 漏水復旧

- ・ 漏水の止水と修理のため、午前4時30分に漏水箇所に通じるバルブを閉め、断水を行った。
- ・ 午後1時までに漏水箇所の水道管の修理工事を完了し、午後1時20分から通水を再開した。その後、順次、濁水解消のための水道管路の洗浄を行い、午後10時までに作業を完了した。

45

### (2) 応急給水

- ・ 県営水道の給水車14台に加え、管工事業協同組合の給水車5台により、午前9時頃から午後10時まで、鎌倉市内の小中学校など、最大10ヶ所で応急給水を行った。

### (3) 広報等

- ・ 鎌倉水道営業所ホームページに断水等の情報を掲載し、LINEでも情報発信したほか、断水区域には広報車5台による広報を行った。また、県ホームページのトップにもお知らせを掲載した。
- ・ 鎌倉市の協力により、鎌倉市ホームページや、鎌倉市公式LINEでもお知らせした。
- ・ 断水や濁水に関し、事故当日に延べ400件余りの苦情やお問い合わせをいただいた。

## 5 今後の対応

- ・ 今回、漏水の原因となった水道管は、市道と県道に約400mにわたり埋設されており、昨年度から進めていた更新工事を、今年度も着実に実施していく。
- ・ 新しい水道管への更新工事が完了する（令和8年度末）までの間、水圧の影響が大きい曲線部を掘削し、ボルトの補強を行う。（10箇所程度）
- ・ 1年に1回行っている基幹管路や、国県道に埋設されている水道管の漏水調査を、平年よりも前倒しして行う。
- ・ 今回の漏水事故に伴う補償等については、公益財団法人 日本水道協会等の関係機関と相談しながら対応を検討していく。

46

## 公共施設再編計画 社会基盤施設マネジメント計画について

### 鎌倉市公共施設等総合管理計画

#### 鎌倉市公共施設再編計画

##### 【建物】

- ・本庁舎・支所
- ・消防施設
- ・学校施設
- ・子ども・青少年施設
- ・福祉関連施設
- ・生涯学習施設
- ・図書館
- ・スポーツ施設
- ・文化施設等
- ・市営住宅

#### 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計

##### 【インフラ】

- ・道路
- ・橋りょう
- ・トンネル
- ・河川
- ・公園
- ・緑地
- ・下水道
- ・漁港
- ・下水終末処理場
- ・ごみ処理施設など

### これまでの経過

平成18年 公共施設の全市的配置計画策定検討会設置

平成24年 鎌倉市公共施設白書作成

平成26年 鎌倉市社会基盤施設白書作成

**平成27年 鎌倉市公共施設再編計画策定**

平成28年 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定

**鎌倉市公共施設等総合管理計画策定**

鎌倉市社会基盤施設白書改訂

令和4年 鎌倉市立地適正化計画策定

**令和6年 鎌倉市公共施設等総合管理計画改訂**

**鎌倉市公共施設再編計画改訂**

鎌倉市学校整備計画策定

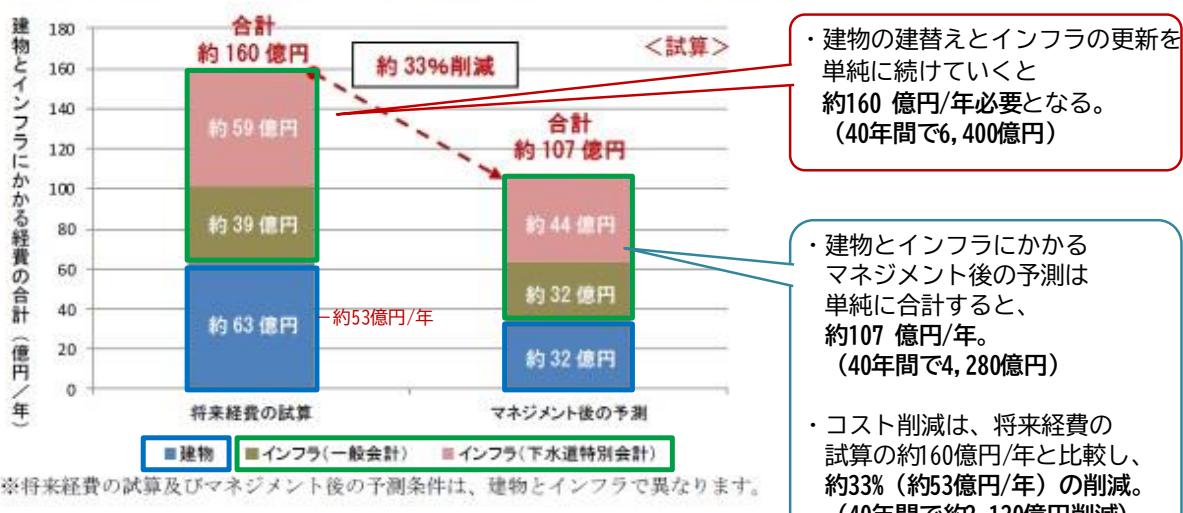
令和7年 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画改訂  
(予定)

令和8年 鎌倉市公共施設再編計画改訂(予定)

47

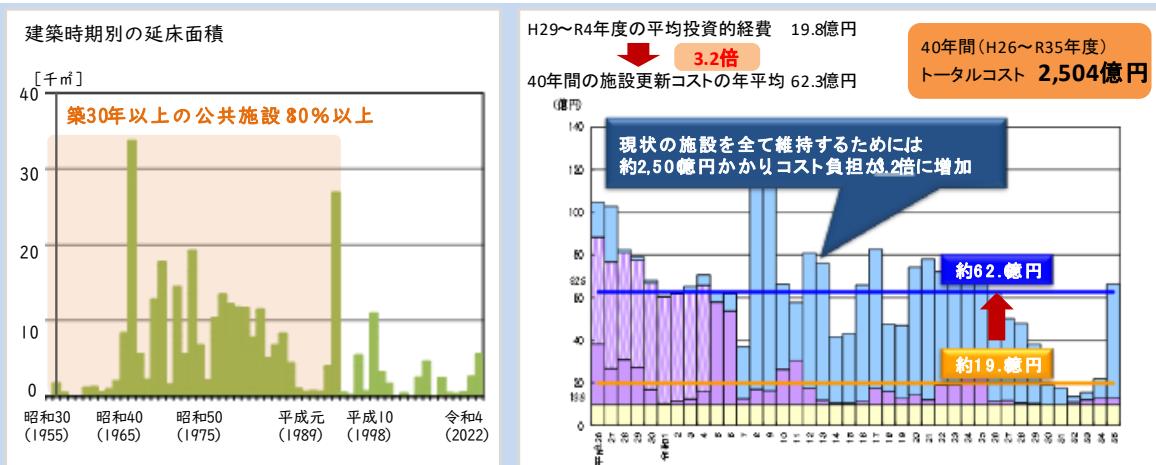
## 公共施設再編計画 社会基盤施設マネジメント計画について

図表 建物とインフラの合計による予測結果とマネジメント後の予測の比較



48

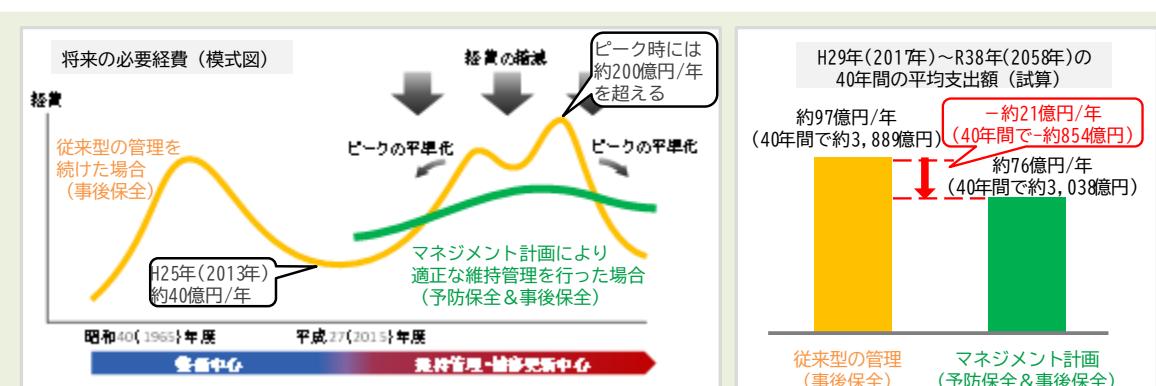
## 公共施設再編計画



- 令和8年度までに行う再編計画の改訂において、今後の財政状況や施設更新にかかる費用を考慮しつつ、複合化・集約化・長寿命化等の再編手法について整理し、実行力のある計画となるよう見直しを行う。
- 必要な公共サービスは維持しながら施設再編を進めることについて、多くの市民の皆様にご理解いただけるよう、周知活動を積極的に行っていく。

49

## 社会基盤施設マネジメント計画



- 予防保全型管理と事後保全型管理を効率的に組み合わせることで、維持管理に係る費用の縮減と平準化を目指している。
- 「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」は、短期、中期、長期の計画で構成されており、今年度末（令和7年度末）に短期計画の改定時期を迎えることから、インフラ施設全般について、これまでの維持管理状況や物価変動などの社会情勢の変化等を踏まえ、改めて将来経費の試算を行い、持続的な運営のために費用の平準化を図る。

50

## 第1部 市長からの報告に対する意見・質疑

### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

第一小学校の建て替えのお話がございました。現状、そこには、例えば避難タワーのようなものができたりする可能性があるのかなと思っています。と申しますのも、あそこは我が地区内の避難所になつておりますし、そこにそういうものがあれば安心できるなと思います。小学校に入っていく際には、門扉がありますが、扉を乗り越えていくのは高齢者には当然無理でして、ほかの地域の案件も調べたところ、災害時には市が一括で門扉を開けるとか、普段閉まっているものが電子開錠されるようなシステムを既に導入しているところが日本中にあると伺いましたが、こういったものもこの学校にはこれから施されるのか、お問い合わせればと思っております。

### <由比ガ浜自治会 和田氏>

補足ですが、避難所の鍵をしまっておくボックスというのがいろんなメーカーから出されているそうで、設定した震度以上の地震があったときに、ボックスが開いて中の鍵が取り出せるというものがあるようです。そういうものの検討をされたことがありますか。

### <松尾市長>

ありがとうございます。まず、第一小学校につきましては、この建て替えに際しまして、地域の津波の避難所として活用できるようにということは大前提として考えているところです。今おっしゃつていただいたような電子開錠については、建て替えの中で色々と検討していくことになりますので、その辺りは地域の皆さんとも意見交換をさせていただきながらということになります。

現在、何か検討しているのかというところになりますけれども、特段、鍵の方で検討はしておりません。基本的には各学校での事情に応じて色々と検討していると聞いております。

### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

ご検討いただきまして、建て替えのときにそれができるようになればうれしく思います。

### <由比ガ浜中央自治会 向井会長>

市庁舎の必要面積は2万5,000m<sup>2</sup>から3万m<sup>2</sup>ということなのですが、今現状は何m<sup>2</sup>あるのでしょうか。

### <まちづくり計画部 服部部長>

まず、本庁舎の建物は約1万2,000m<sup>2</sup>です。そのほかに、敷地の中にあるNPOセンターですとか、あと市民防災部が入っている建物、あと教育委員会の建物なども庁舎と言っているのですけれども、それらを全て合わせると1万3,467m<sup>2</sup>となります。

### <由比ガ浜中央自治会 向井会長>

あとはごみ処理について、逗子市・葉山市・鎌倉市が共同して逗子の焼却場を使うということなのですが、逗子の焼却場は築何年ぐらいでしょうか。

### <環境部 加藤部長>

昭和56年か57年頃に建築されたのではないかと思います。これはちょっと不確かですけれど。

逗子市の焼却場は老朽化のため、令和16年で焼却をやめると伺っております。

**<由比ガ浜中央自治会 向井会長>**

そのときはまた他市と共同するということでしょうか。

**<環境部 加藤部長>**

そうですね。周りの自治体や県とも協議をしながら、どういう方向で進めていくかを検討していくたいと思います。

**<由比ガ浜中央自治会 向井会長>**

ありがとうございました。あと、由比ガ浜中学校について、今、鎌倉市内の小・中・高生350人ほど不登校ということで、定員30人の由比ガ浜中学校がスタートして何箇月かたつのですが、皆さん、元気で登校されているのでしょうか。

**<松尾市長>**

この夏休みに入る直前までのデータを持っているわけではないのですが、この3箇月間、ほとんどの子が脱落せずに通い続けていると聞いております。

**<由比ガ浜中央自治会 向井会長>**

よかったです。ありがとうございます。第一小学校についてなのですけれども、今計画されている建物は、何階建てになるのでしょうか。

**<松尾市長>**

第一小学校を何メートル、何階建てにするかというところまではまだ決まっていません。基本構想を今年度つくってまいりますので、この中で方向性を固めていくこととなります。

**<由比ガ浜中央自治会 向井会長>**

津波の浸水想定があるので、それ以上の位置に避難場所を設けるという考え方でしょうか。

**<市民防災部 林部長>**

津波の浸水想定については、ご存じかと思うのですけれども、第一小学校のエリアについては0.5メートルから3メートル未満となっています。3メートルというと、通常1階が大体3メートルぐらいですから、2階以上、または3階以上であれば、想定外が来てもまず大丈夫という高さになると思います。

**<塔之辻自治会 加藤会長>**

クリーンステーションの取扱いについて、ご利用者様全員でよく話し合って決めてくださいとなっていますけれども、この辺りを具体的にお聞かせください。

**<環境部 加藤部長>**

今回の戸別収集では、燃やすごみだけを考えていますので、ほかのものについては今までのステーションをそのまま使用していただくのですが、住民の方からは、現在、クリーンステーションを使っ

ている皆できちんと管理をしており、全然問題がないので、このまま燃やすごみはクリーンステーションで行いたい、戸別収集はやらないというお話も伺っています。基本的に、我々は戸別収集をやっていただきたいのですけれども、クリーンステーションを使っている皆さんに承諾をしていただければ、今後もそのままクリーンステーションを使用していただいても構わないという意味で書いているものです。

実際に今年の4月から、先行地区の中でクリーンステーションは967件ありますが、そのうちの25件はそのままクリーンステーション収集を行っております。

#### <塔之辻自治会 加藤会長>

来年の4月以降、全戸で行うことになっているわけですけれども、その場合でも、こういうクリーンステーションの利用というのはできますか。

#### <環境部 加藤部長>

できます。我々は戸別収集をやっていただきたいのですけれども、クリーンステーションを続けたいという方がいらっしゃればご相談に応じますし、皆さんにそれで良いというクリーンステーションについては、そのまま使用していただいても構ないです。

#### <若宮町内会 藤島会長>

今のお話ですと、ごみステーションを利用している人が例えば10人いたとしますよね。10人が全員クリーンステーションのままで良いということであればよいのですけれども、全員の意見がまとまらなかつたらこれは成立しないということですね。

#### <環境部 加藤部長>

そうです。戸別収集につきましては、今一軒一軒、皆様方にどちらにごみ箱を置きますかとご相談に伺っておりますので、4万軒ほどあるのですけれども、市役所が一軒一軒、今回っておりますので、詳しい話はそちらの方でご相談いただければと思います。

#### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

教育大綱のことですが、人生100年時代と言われている中において、60歳で定年になって以降の人たちの中にも、まだ働ける優秀な方がたくさんいらっしゃいます。そういった人たちのリカレント教育や、バックアップをしていく姿勢も必要ではないかなと思います。働きたい人が新しい分野で違う人生を楽しく挑んでいけるためのリカレント教育のようなものがあれば良いなと思っております。

あとは、市庁舎が半分旧鎌倉に残るということで、実は現庁舎の場所が大きな文化複合施設になるのを楽しみにしておった市民の一人ではございますが、図書館の充実なども考えられるのかなと思います。今、図書館で新しい本を借りようとすれば1年待ち、2年待ちということが普通にあります。これは残念だなと思います。待っている間に本の内容が古びてしまう。そういう意味では、どんどん新しい知見も学べるようにしていただきたいです。鎌倉の子どもたち、若者に本を買ってもらって勉強できるような支援、また、さらに現役で働く世代たちにビジネスの最新の書籍を買ってあげるような支援、さらには思い切ってKindleのような電子書籍を全戸配布するなど、文化都市の最先端を行つていただけるようなことをお考えいただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

### <松尾市長>

ありがとうございます。図書館は教育委員会の所管になりますから、あまり私の方で断定的に申し上げられない部分もあるのですけれども、おっしゃるように、生涯学び続けるということは非常に大事だと考えておりまして、学習者中心の学びと言っているこの行動指針は、実は子どもから大人までのことを包含して言っているところです。「生涯をかけて学ぶ機会をつくる」ということをあえて入れていますので、おっしゃることはまさにそのとおりだと考えているところです。

今回鎌倉地域と、それから深沢地域とに新しく庁舎をつくっていくわけなのですけれども、図書館機能をどちらにも入れていくということに基本的には変わりはありません。今、新しい図書館は、もう皆さんの方がご存じかもしませんけれども、非常に開放的で、そこに行くと新しい本や人の出会いもあるという場所として空間づくりをしているところです。鎌倉地域と深沢地域ではそういう図書館をつくっていきたいという思いです。

好きな本が1年待ち、2年待ちというところにつきましては、蔵書数を増やしていくのが課題ですので、そうした予算をしっかりと図書館の方につけるということもあります、人気のある本を増やすことよりも、図書館の機能として幅広い本があることも大事だと思います。そういう意味では、読みみたい本はできれば皆さんそれぞれで買っていただくということが、図書館と本屋との役割分担のかなと個人的には思っている部分もございます。

いずれにしましても、子どもたちが本を読む機会をもっと増やすべきというのはそのとおりでございますので、子どもたちには学校図書館も機能としてはあるのですけれども、この辺りの充実も含めてしっかりと取り組をしていきたいと考えております。

### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

ありがとうございます。生涯学んでいけるような最先端文化都市を目指していただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

もう1点、先ほど由比ガ浜中央自治会から質問があって、逗子市の焼却場は令和16年まで使えるとのお話をございました。もっと長いのかなと思っていたら、意外と短いので少し驚いた次第です。外で焼却してもらうという思想にとどまるることもないのかなと改めて思った次第です。

10年もたたないうちにまたこの問題が出てきます。せっかく開発するチャンスがある深沢に、例えば焼却場をつくることは可能ではないのかなと。そういう案も無視するのではなく、検討した方が良いと思うのです。

嫌なものを持ってくるとなると皆さん嫌がりますけれども、良いものを持ってくるとなれば、むしろ喜ばれるかもしれません。例えば、ギネスに載るような世界で最も美しい焼却場であるとか、夢のある文化施設を兼ねて施設をつくってみるとか。そして、焼却エネルギーを近隣の方々に50%オフで配布するとか、または電気代を無料にしてあげるとか、焼却場の周りの工場の電気代は無料にして企業誘致の手段を使うとか、稼げる焼却場、美しい焼却場、観光誘致できるような焼却場、企業に来ていただけるような焼却場、こういった取組の仕方も柔軟に考えた方が良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

### <松尾市長>

ありがとうございます。焼却につきましては、これまで検討してきた経過がありまして、最終的には今申し上げたような結論に至った部分というのがあります。ですので、当初から焼却場を完全に否定していたわけではないというところはご理解をいただければと思います。

これはもうご理解いただいていると思うのですけれども、ごみの処理について、今まででは焼却をす

ることが必須であったのですけれども、今はもうごみの処理＝焼却ではなくなってきているというところがやはり一番大きいです。世界中で約2,000基の焼却炉があると言われていますけれど、そのうちの半分、1,000基が日本にあるということです。これは、日本の行政がそれまで自区内処理ということで、それぞれの自治体でごみ焼却を持ってやっていくという方向性だったことが背景にはあるわけなのですけれども、そこからかなり社会の状況が変化してきていて、ごみという概念をなくそうというのが世界的な潮流だと思いますし、これからはごみをなくすための技術開発などにチャレンジしていくと考えているところです。

#### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

ありがとうございます。あともう1点、先日の水道管破裂の際に、ポリタンクを持っていけば給水をしてもらえるというニュースがありました。そういういたポリタンクや給水袋等について、リュックサックのようにして背負うことができる代物があり、これはすばらしいと思いました。こういったものを地域の人に配布できれば良いなとも思いました。

自治会では、今加入する人が少なくなってきております。何のメリットがあるのという人が大勢います。そんな方々に、例えば年に1回とか、2年に1回、3年に1回でも結構ですので、生き残りグッズセットのようなものを配布して、自治会に入るようアシストしていただければありがたいと思います。自治会は行政の手の届かないところまで一生懸命細かくお世話をしております。そういう意味では、そのようなご支援をしていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### <市民防災部 林部長>

日頃からまずは備蓄をしていただきたいというのは、今までの方針としては変わっていないのですけれども、先般の断水で、給水袋がないという方もいらっしゃったと聞いています。

市の方にも備蓄倉庫はあるのですけれど、皆さんの方も、地域で自主防災組織を組織していただいているかと思います。そちらで今ご紹介いただいたものを購入していただくこともできると思いますので、その辺りのご検討もしていただきたいと思います。市としてこれが良いというものがあればご案内もさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

#### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

ありがとうございます。最後に一つお願いがございます。神奈川県の中でも鎌倉市は高齢者が多い、それだけ老後を長く過ごす町でございます。例えば、神戸市ではハンギングフラワーなるもの、窓辺または道路端に花をつり下げて美しい花にあふれた町にしようという取組をやっております。スイスの町々では家の窓辺にベゴニアの花を植えるといったことをやっております。町を挙げてそういうたすべきな取組をしているところは羨ましいと思いました。

一方、花はお金がかかりますので、花ではなくて、例えば、お年寄りがまちを歩くにあたり、腰かけるところが少ないので出かける気がしないと言われます。またトイレもそうです。実際ベンチも少なくて、あるベンチは観光客がよく占領しています。鎌倉駅前のバス停留所のベンチですら観光客が座っていて、本来、お年寄りが座って待ちたいのにとにかく座れません。ベンチや腰かけるところが少ないまちだなと思います。高齢者の方々が、人生100年時代、フレイルを予防してどこにでも出かけて行きたくなるようなまち、優しさにあふれたまちにしていただきたいなと思います。

さらには、まちにごみ箱があれば安心して外国人も捨てられるし、そういうたのもも市が焼却場を持っていれば焼けるのにと思ったりもする次第です。

そして、バスの減便は痛い話で、江ノ電に乗ると骨折するから怖くて乗れないという年配者の声も

あります。そんなぎゅうぎゅう詰めに閉じ込めるのではなくて、もう少しゆとりを持ってゆったり楽しく鎌倉を楽しめるような交通手段もお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### <松尾市長>

ありがとうございます。いただきましたご提案につきましては、そうだなと思うところもあります。すぐに全てが実現できるということではないですけれども、参考にさせていただいて、取組を進めていければと思いますので、よろしくお願ひします。

#### <由比ガ浜中央自治会 向井会長>

今回花火大会が中止になりました。皆さんとても残念で、何で代替日がないのかという声も上がったのですが、例えば、市の庁舎の移転先は結構広大な土地だと思うので、そういったところで何かできないのでしょうか。みんなに足を運んでもらうようなイベントだとかで移転先を盛り上げるようにしていっても良いのではないかという提案です。また、花火大会の時期をずらすとともに検討いただければと思います。

あと、現庁舎の跡地については、文化都市としての鎌倉らしい図書館みたいなものができるても良いのかなという提案です。

#### <市民防災部 林部長>

花火大会の中止は苦渋の決断でございました。代替日ということになりますと、やはり警備の関係ですとか、あとは仮設のトイレの関係ですか色々な手配の関係がございまして、今、クラウドファンディングで色々とご協力をいただいているのですが、莫大なお金がかかるというのがあります。10年ぐらい前も同じようなことで中止になってしまったのですけれども、実行委員会でも今後また考えていきたいと思います。

また、深沢の土地は31ヘクタールありますけれども、そこで花火大会をというのは難しいと思います。数発の花火をほんの何分で上げたというのは別の場所でもあったと思うのですけれども、今やっている花火大会のレベルだと、ああいう場所では難しいところです。

#### <松尾市長>

深沢のエリアについて、まちづくりがこれから進んでいきますので、そういうことを含めての興味・関心は持っていただきたいと思っておりますので、何か市民の皆さん向けにできることはあるか検討していきたいと思います。

花火大会の時期の話も、色々議論はあるところでして、秋開催にした方が良いのではないかという意見もあります。漁業の関係ですか、もしくは警察の関係ですか、この辺りを協議しながら、よりよい形を模索して進めていければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

## 第2部

### 地域からの議題に関する懇談

07 鎌倉西-1	鎌倉消防署の移転について
07 鎌倉西-2	民泊・ゲストハウスの対応について
07 鎌倉西-3	「江ノ電鎌倉駅西口改札における沿線住民等優先入場の社会実験の実施について」の成果と今後の予定について

令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉西-1
テーマ	鎌倉消防署の移転について
内容詳細	<p>①雪ノ下に移すということですが、消防車、救急車は最低限残し、コミュニティとして使えるスペースの確保(現在は町内会総会、講習会として使用しています)と避難場所としても使用できるようにしていただきたいです。</p> <p>このことは、生命に関わることなので、地域住民の死活問題であり、ぜひ検討願いたい。</p> <p>②令和7年2月にお知らせがありました鎌倉地域の消防施設の整備について、現鎌倉消防署の位置のままの機能残置(縮小したとしても)を要望します。</p> <p>また、津波避難タワーとしての検討をテーマとして挙げさせていただきます。建物仕様上の問題点もあるようですが、鎌倉市は海が近く観光客も多いことから、対策が必要と考えます。下層部は消防署(ボート等の配備は必要では)とし、タワー屋上部は隊員の訓練等に活用できると思います。</p>
団体名	①若宮町内会 ②由比ガ浜中央自治会
担当部課	総務部 公的不動産活用課 市民防災部 総合防災課 消防本部 消防総務課
議題に対する回答等	
<p>①について</p> <p>現鎌倉消防署については、津波浸水想定区域内に位置しているため、災害時に機能を維持する観点から、雪ノ下への移転整備を計画しています。雪ノ下に消防施設を整備することで、鎌倉地域の災害対応を効果的で効率的に運用することが可能となります。鎌倉消防署の移転後に消防車等を配置する予定はありませんが、市全体のバランスを踏まえ、消防力が低下することのないよう車両、人員配備を行っていきます。</p>	
<p>②について</p> <p>鎌倉消防署移転後の跡地につきましては、津波浸水想定区域であることから新たな公共施設を整備する計画はありませんが、利活用の検討を行う際には、防災</p>	

面にも考慮した貸付けができないか等、地域のご意見も踏まえながら検討を進めてまいります。

一方で、津波避難における津波避難施設の確保は重要であると考えており、沿岸域に高い建物が少ないとへの理解や、近隣にお住まいの方のご理解・ご協力が必要なことなど、津波避難施設の確保には解決すべき課題が複数あります。今後はまちづくりの視点も踏まえ、津波避難施設の確保により一層取り組んでまいります。

添付資料

## (1) 鎌倉消防署の移転について

### <高橋消防長>

現在の鎌倉消防署につきましては、津波浸水想定区域内に位置しています。そのため、災害時に機能を維持するために、雪ノ下への移転整備を計画しているところです。雪ノ下地域に消防施設を整備することで、鎌倉地域の災害対応を効果的かつ効率的に運用することが可能と考えております。

鎌倉消防署の移転後ですけれども、消防車等を配置する予定は現在のところありませんが、全市的なバランスを踏まえまして、消防力が低下することのないように、車両ですとか人員の配置を行っていこうと考えております。

### <総務部 藤林部長>

2点目について、まず、鎌倉消防署が雪ノ下に移転した後の跡地につきましては、津波浸水想定区域ということになりますが、新たな公共施設を整備する計画は現在ございません。しかしながら、今後の利活用を検討していくためには、防災面にも考慮した貸付けができるいか等、地域の皆様のご意見も踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、一方で、津波避難施設の確保は重要であると市としても考えております。沿岸域に高い建物が少ないとことへの理解や、近隣にお住まいの方のご理解・ご協力が必要なことなど、津波避難施設の確保には解決すべき課題が複数ございます。今後はまちづくりの視点も踏まえまして、津波避難施設の確保により一層取り組んでまいりたいと考えております。

### <若宮町内会 藤島会長>

「津波避難施設の確保により一層取り組んでまいります」ということなのですから、より一層取り組むというのは具体的に何を想定されているのでしょうか。

### <市民防災部 林部長>

ありがとうございます。先ほど第一小学校の建て替えの話がありましたけれども、そちらにおいては、市長からも優先して取り組んでいくという話がありました。そのほかにも、津波避難ビルの指定を今までしてきていますけれども、例えば、今まで大きな建物が建っていないところに共同住宅であるとか業務ビルであるとかを建てるときに、津波避難機能を持たせてくれませんかということを市からお願いしていくということについて、今まで取り組んだ案件はあるのですけれども、そのようなことをこれから検討していくと思っています。そういった津波避難施設をプラスしてつくっていただく場合に、費用の一部を負担するような制度を持っている自治体もありますので、そういう先進事例を研究しながら、津波避難施設の確保に一層取り組むことを考えているところでございます。また、公共施設等の整備があれば、当然そういったところについても必ず検討していくことになってくると思います。

### <若宮町内会 藤島会長>

若宮町内会では、消防署、NTT、それからあとマンションの一部なのですけれど、マンションはオートロックなので、まず無理かなと思っているのですよ。消防署だったら誰でももちろん行けるのですね。また、NTTの外階段は、若宮町内会の人たちの何人かが鍵を持っているので、外階段から行けるのですね。上の方には上がれます。でも、消防署がなくなったらそこにどれだけの人が登れるのだろうと思うのですよ。消防署に行こうと思っている人は、消防署がなくなったら避難場所を探すのが大変だと

思うのですよ。

それで、先ほどの消防署の移転の話ですが、災害時は良いのですけれど、災害時の前に命が救えるかなと思うときがあるのですよ。今は全部ネットワークでつながっているから、消防車は一番空いているところから来るらしいのですけれど、住民の方は、雪ノ下から来るのと、今の鎌倉消防署から来るのとを比較してしまうのですよね。不安が多いですよ。だから、そういう点では何か代替案がないと住民の方は安心しないのではないかと思っています。津波避難タワーなどができると言つていただければ安心できると思います。

#### <高橋消防長>

雪ノ下に移転した先にも消防車2台と救急車2台を配置する予定であります。鎌倉駅前周辺でも救急活動がかなり多くあると思いますので、うち1台につきましては、機動的な運用とともに含めて、そういういた不安が払拭できる方法を検討しながらやつていきたいと考えております。

ちなみに鎌倉消防署から雪ノ下地域までの平均的な所要時間ですが、大体5分ぐらいかかっています。今まででは目と鼻の先だったのですぐに来てくれたということかもしれません、5分ぐらいで到着するので、皆さんの方も救急の講習とかを受けていただきて、命をつなぐ行動ができるようにしていっていただけると非常に助かりますので、よろしくお願ひいたします。

#### <由比ガ浜中央自治会 向井会長>

鎌倉消防署移転については、近隣地域の自治会の方とも話をしておりました。そこに逃げようと思っていたのにどうするのだろうとか、地域を見渡してみても高層の建物がないのに、観光で来た方や海に入っている方は一体どこに逃げるのだろうとか、移転は構わないのですけれども、機能を縮小しても何かしら残した方が良いのではないかというお話をさせていただきて、ぜひともこの案は上げていきましょうということで、今回提案させていただきました。

今のお話からしますと、跡地につきましては特に公共的なものを建てる予定はないとか、民間の建物については補助とか助成を今後検討していくみたいみたいな話で、一体いつなのだろうという不安が残ったままです。

私がこれを提案させていただいたときに、津波避難タワーを新聞の記事で見かけたのですけれども、場所は静岡県伊豆市で、多分同じような状況の場所なのかなと思います。こういったものが鎌倉市にあれば、鎌倉は良いところだとなおさら思つていただけるのではないかなと思います。

今後検討していくのはいいのですけれど、民間のマンションが建つ計画があった際には助成しますみたいな話では、何かすごく遠い話のような気がしてならないので、一歩一歩踏み込んで政策だとかを考えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## 令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉西-2
テーマ	民泊・ゲストハウスの対応について
内容詳細	<p>①自治会内に民泊や夜間帯、宿泊客だけになるゲストハウスが点在しています。民泊では宿泊客が外に出て道路で喫煙し、側溝や隣家の庭先に吸殻を捨て、近隣住民が火災の心配をしています。自治会として状況を市役所環境保全課と保健所に伝えましたが、指導を強化して欲しい。ゲストハウスの夜間帯、宿泊客だけになる点は決まりはないのでしょうか。災害時、避難誘導は近隣が行うのか、心配です。</p> <p>②「鎌倉市における低層住宅専用地域(風致地区含む)での民泊営業禁止の条例制定」について、市役所からいただいた回答の中に「本市単独で民泊新法に基づく規制条例を制定することはできない状況です」とありますが、東京都大田区では「家主不在型」ではありますが、民泊事業を実施できない地域を市の条例により規制しております。他にも住宅宿泊事業に伴う細かい規定を設けています。田園調布を中心とした閑静な住宅街と羽田空港を含めた観光地の複合都市にて規律をしっかりと分けしております。</p> <p>鎌倉市の観光事業におけるインバウンド問題も含め、同じような地域で取り組みをされているところもある中、鎌倉市からの回答は怠慢としか見受けられません。</p> <p>全国の自治体が取り組んでいる中、鎌倉市として上記「制定することはできない」明確な理由を、市民が納得できる内容で回答してください。</p> <p>ここ最近、売り物件を購入検討する方が民泊事業を検討しているとのことで近隣トラブルになり、ご近所の方が阻止した事例も伺っております。</p> <p>トラブルが起こってからでは鎌倉市に相談しても解決しません。未然に防ぐためにも、早急な対策をお願いいたします。</p>
団体名	① 由比ガ浜自治会 ② 北稲村ガ崎自治会
担当部課	共生共創部 地域共生課 環境部 環境保全課 消防本部 予防課
議題に対する回答等	

## ①について

本市では、平成21年（2009年）に路上喫煙の防止に関する条例を制定し、路上喫煙禁止区域を定め、また、禁止区域でない道路等の場所についても、路上喫煙しないように努めることを定めています。

民泊及びゲストハウス（簡易宿所）につきましては、鎌倉保健福祉事務所（以下「保健所」といいます。）から事業者に対して近隣住民への配慮や注意事項等について指導を行っています。道路での喫煙や吸殻のポイ捨て等についても、引き続き市からも指導を行います。

防火対応については、施設管理者や事業者に対し、法令に基づいた消防用設備等の設置に関する指導を行い、消防法の基準に適合していることを確認のうえ、「消防法令適合通知書」を交付しています。

ゲストハウスの夜間対応については、施設内にスタッフが常駐する規定はありませんが、公衆の見やすい場所に施設管理者又は事業者の連絡先が示された標識を掲示することにより、施設に事業者が不在となる場合でも常時連絡がとれるようになっています。

災害時の避難誘導については、所有者等の責任において、利用者へ適切に指導するよう伝えています。

いただきました御提案をもとに、毎年保健所にて開催される民泊事業に関する課題共有の会議において指導強化を保健所へ要請するとともに、災害時の避難方法の周知も含めて、市の情報を保健所から事業者へ提供できるよう保健所と連携し、指導強化に努めてまいります。

## ②について

まず、昨年のふれあい地域懇談会後の市の取組についてご説明いたします。市内の民泊施設の届出状況の情報を自治会町内会長へ提供し、また、神奈川県（以下、「県」という。）に対し新たに民泊を始めようとしている事業者はその施設が属する自治会町内会長に事前に周知することを規定するよう要請を行い、その他、民泊施設等に関するアンケートを実施し住民からの困りごとや問題点等の把握に努めました。

県への要請では、事業者による自治会町内会長への事前周知については、現時点、県としては難しいと回答を受けています。アンケートでは、町内会と事業者の連絡体制の必要性、民泊利用者の管理・指導の強化、さらには民泊施設への何らかの規制が必要など様々なご意見をいただきました。

市が独自の条例を制定することが出来ない理由として、民泊の規制に関しては、住宅宿泊事業法（民泊法）第18条において、条例による民泊事業の実施の制限に関する規定がありますが、この規制条例の制定は、都道府県及び保健所設置市（※1）に限定されており、大田区は保健所設置市ですが、鎌倉市は保健所設置市ではなく神奈川県の条例の適用を受けることになるためです。

そのため、これまで県に対して何度も条例による規制を要望してまいりましたが、県からは「民泊事業については、良好な住居の環境を保護するために年間営業日数を制限した上で、住居専用地域であっても、住宅を活用して宿泊サービスを提供できるよう定められた制度であること、また、規制に当たっては相当の合理

性が必要であることなどにより、規制する区域の見直しは行わない」と回答を受けています。

このような状況を踏まえ、住民の皆様の不安を解消し、トラブルを未然に防止するために、同じ保健所管轄である逗子市及び葉山町と連携し、市としてのルール作りなど具体的な対策について検討を進めてまいります。

※1 保健所設置市：保健所は、地域保健法第5条1項により、都道府県、政令指定都市、中核市及び政令で定める市又は特別区が設置することとされています。鎌倉市内にある保健所（鎌倉保健福祉事務所）は神奈川県が設置しており、鎌倉市、逗子市、葉山町の区域を管轄しています。

添付資料

## (2) 民泊・ゲストハウスの対応について

### <共生共創部 能條部長>

市の路上喫煙の防止条例では、規制の禁止区域を定めているのですが、禁止区域でない場所についても路上喫煙しないよう努めると定めております。民泊とゲストハウスにつきましては保健所の管轄ですので、指導についても保健所がしているところですけれども、市としましても、道路での喫煙や吸い殻のポイ捨てについては引き続き指導を行ってまいります。また、防火の対応につきましては、施設管理者や事業者に対して法令に基づいた消防用設備等の設置に関する指導を行いまして、基準に適合していることを確認のうえ、適合通知書を交付しております。

それから、ゲストハウスの夜間対応につきましては、施設内にスタッフが常駐するという規定はありませんが、県の指導指針では、深夜・早朝を問わず常時連絡が取れるようにして、対面や電話等で対応することとされております。

災害時の避難誘導につきましても、民泊やゲストハウスも所有者等の責任で利用者にきちんと指導をするようにというのが指導指針の中になりますが、この点についても改めて県の方に要望してまいります。また、毎年11月に保健所の主催で民泊に関する会議がございますが、その中で指導強化を要請してまいりたいと思います。

それから、東京都の大田区では民泊事業を市の条例によって規制しているのになぜ鎌倉市ではできないのかというご質問でございます。

市の独自の条例を制定できない理由としましては、民泊の規制は民泊法18条で条例を定めて制限をかけられるようになっているのですが、この条例の制定というのが都道府県と保健所設置市に限定されております。大田区は保健所設置市ですので条例を制定していますが、鎌倉市は保健所設置市ではありませんので、神奈川県の条例の適用を受けることになります。これまで県の方に対して、何度も条例による規制を要望してまいりましたが、今のところ実現できません。ただ、鎌倉市の中でも民泊が増えている状況を踏まえまして、引き続き県の方に要望もしてまいりますし、また、同じ保健所の管轄である逗子市と葉山町とも連携をして、市としてのルールづくりなど、具体的な対策について検討を進めたいと考えております。

規制につきましては、既に県の方に要望しているところですが、今月、神奈川県議会に対する要望の場というのが設けられており、市長と副市長からも直接要望をしております。また、本日も地域共生課の職員が県の方に相談に出向いております。

全国的な事例でございますけれども、長野県の軽井沢町が民泊を認めないという町の姿勢を打ち出しているところです。その法的な根拠についても確認しましたが、長野県の条例でかなりの規制をかけていて、それに基づきますと、軽井沢町では年間30日ぐらいしか民泊が営業できないようになっており、そこに投資してまでやる人はいないという実態ございました。やはりこれは県のスタンスにかかっているというところもございまして、引き続き市町村の現状や意向を踏まえて規制をかけていただきたいという要望を県の方にしてまいります。

### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

当自治会のエリアの中に問題のゲストハウスがございます。これまでにお願い申し上げてきたのですが、例えば民泊の前の通路、細い路地ですけれども、そこで餅つきを毎月やって、流しそうめんもやって道路をふさいで人が通れなくなっています。道路をふさいでお祭りをやるとき、普通は警察に届出をして許可を受けてからやるものですが、そういうことはしていません。それから、新聞配達の人や郵便配達の人も通れない、そういうことがあります。ところが、その民泊・ゲストハウ

スは障害者を雇用しているから私たちはとても良いことをやっているのだ、だから皆さん我慢しなさい、こういうスタンスで、実は市長とも写真を撮っています。それからタウンニュースでもそういう良い取組をやっているゲストハウスとして取り上げ、昨今はSNS等で情報発信がうまい人たち、たくさん発信できる人たちが情報強者として、さも良いような扱いを受けていますけれども、その周りに住んでいる人たち、声なき声をもう本当に胸にしまい込んで苦しい思いをしている人たちが我慢している状況が続いております。

先日は、車椅子の高齢の方がそのゲストハウスの前を通ろうとしたとき、餅つき大会で騒いでいてどいてくれませんでした。通れなかったのです。泣いていました。何でこんな我慢をしなければいけないのか、障害者を雇っているのだったらやりたい放題しても良いのかという怒りの声を聞いております。警察に言っても、一時は引っ込むふりしてまた同じことをやっています。ずっと同じことが続いているますが、こんなことで良いのかなと思っております。

市民感情としてあまりよろしくない事態ですので、やはり何かしらの強制力がないと、ずっと困っているだけで終わりかねません。県が駄目でも市で条例を制定するとか、何かしら強制力がないと、このままでは市民感情がたまってよろしくないことをお伝えさせていただきたいと思います。

#### <松尾市長>

ありがとうございます。整理しますが、餅つき大会をやっていることについては、これはどんなに良いことをしていても、地域の皆さんにとって受け入れられることではありませんし、市の道路であるならば、市としてしっかりと取り締まる部分でもございますので、やるべきことは我々もやっていく、知り合いだから大目に見るとかそういうことは一切ありませんので、きちんとやっていければと思います。今後もしましたそういう状況があれば、市役所道水路管理課の方にご連絡をいただけましたら、きちんと対応させていただきます。

民泊の方は、繰り返しですけれども、ほかの自治体では条例をつくって規制しているではないかと言われるのですけれど、鎌倉市は保健所設置市ではないので、条例が独自にはつくれないという状況の中で、何ができるかということでいくと、神奈川県に条例をしっかりとつくってもらうということしかなくて、それを繰り返し要望させていただいているところです。市民の皆さんのが本当にお困りであるというのは、我々も認識をしているところで、しっかりとその代弁者として県に働きかけをしながら、何らか規制がかけられるように引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

#### <由比ガ浜自治会 倉川会長>

ありがとうございます。追加情報といたしまして、餅つき大会の臼や杵は外に出しっ放しです。流しそうめんの竹にしても同じような状況です。非常に非衛生的なものを放置されているのも周りの人たちの不安材料の一つもありますし、武士を思わせる弓矢とともに、危ないからやめてと言ってもやめてくれない状況が続いています。このことも併せてご報告申し上げます。

#### <佐助自治会 伊藤氏>

佐助でも民泊関連のトラブルが最近ありましたので、ご報告をさせていただければと思います。約半年前に佐助町内のあるお宅が売り出されまして、しばらくして工事車両が何台も道路に駐車して、工事が長引くといった状況がありました。ただ、その間、施主の方から近隣への挨拶なども全くなくて、何の工事をやっているかがわからない状況が続いておりました。それで、4月下旬にある方がそのお宅の工事業者に聞いてみたところ、2階を民泊にしますと、1階はワインバーで深夜0時まで営業して、1週間後にオープンしますという答えが返ってきました。そんな急な話ですので、その

方は大変驚かれまして、まずは事業者の方に説明を依頼されました。また、近隣住民も見ていますから、非常に関心を持ちまして、周辺の住民の方たちも一緒に説明を聞きました。

その説明の中では、静かな住宅街にそぐわない、ワインバーを深夜0時までということでしたので、話し合いをして、ワインバーの方は一旦18時半までに抑えていただくことはできました。ただ、民泊についてはまだ決めていないということで、今も具体的な開始時期は不明なのですが、不安を持った方が周辺でかなり多くなりまして、自分たちでできることをまずやろうと考えまして、住民の有志の方々が、急ぎそこについての住民投票をつくられまして、それを市役所に提出することを準備されております。

このようなことがありましたので、今まで住民の方の自発的な行動でやっていたわけですが、佐助自治会としても、まずは民泊に対してどういう意見を町内の皆さんのが持っているのかというアンケートを行いました。結果としては、やはり民泊反対の意見が多かった状況です。

あと、今後対策をしてほしいということは皆さんおっしゃっていまして、先日、民泊施設等に関する実態調査の結果を各自治会に送られたと思うのですけれども、その中に書かれていた各自治会からの懸念は、私どもも共有するところでありまして、この文書の中でも「鎌倉市民泊検討会議を設置して対策を進めてまいります」と書いていただいているので、この具体的な内容はまだわからないのですが、本日の意見なども踏まえて、ぜひとも対策を進めていただきたいと思っているところでございます。

#### <佐助自治会 塚原氏>

すごく今揉めていまして、さっきの民泊予定のところ、確かではないのですけれども、水商売の女性たちを連れて泊まって、お酒を飲んでというところで、子どもたちの治安がよくないので、お母様方が不安がっています。

それともう一つ、鎌倉市の民泊を狙っている外資系なりがとても多いので、鎌倉市の条例とは言わなくても、何かそういうもので網をかけて、それから自治会長とかの総意の下で、そういう許可がなければ民泊はできないというのを鎌倉市の方で後押ししてもらったら本当に強いですね。そういうものがないと、こういうトラブルが人気のある鎌倉のエリアで増えるのは間違いないですよ。それだと皆さんのが不幸になるのですが、何とかならないですかね。不動産屋に網をかけるとか、事前に揉めないようにするというのは。やれば揉めるとわかるではないですか。最初は飲食店しかやらないということで入りますけれど、皆さんと地域の懇談会をしましたということだけで通ってしまうですから。そういうことが分かっていて、どうして検討しますとか、保健所が設置しないということだけ何でそこから前に進まないですか。何で困っていることを強く言ってはくれないですか。不動産屋に網をかけてそういうことをやってもらうというのはそんなに難しいことですか。

#### <松尾市長>

我々も、これは決して見逃して自由にさせることができないと思っているわけではなくて、そもそも民泊がスタートするときにかなり危惧していましたので、県の方に規制する条例をつくってください、鎌倉市は民泊なんて受け入れたくないということを伝えています。しかしながら、県の方からは、鎌倉市だけ規制をつくることはしないという回答をいただいて、そうは言っても、我々もこうなることは大体分かっていましたので、何ができるかということで、鎌倉市の場合には地域共生課を窓口にしていますが、でもこれは基本的には県の保健所が窓口なので、法律上そこを飛び越えて我々が条例をつくるということはやはりできないのです。

**<佐助自治会 塚原氏>**

例えば、日本人が契約して後から外資系の人が契約するというパターンが多いですよ、不動産屋の民泊というのは。そういうことが分かっているので、その手前でも良いですから、鎌倉市はこういうことでうるさいということを認知させることはできないのですか。問題が出ることはわかっているではないですか。

**<松尾市長>**

わかっていますね。ここはお互い知恵を出し合いたい部分であるので、我々も何ができるかというのは考えていきます。

**<佐助自治会 塚原氏>**

知恵を出すのが仕事ではないのですか。私たちが知恵を出すといつても、実際にやるのは市役所ではないですか。何でその知恵が出ないのですか、頭の良い人がいっぱいいるのに。

**<松尾市長>**

これまで、法律体系の中で何ができるかということは検討してきましたけれど、おっしゃるような、そこをもっと超えるような効果的なところまで出せていないのはすみません。それはもう力不足と言われればそうかもしれません。

**<佐助自治会 塚原氏>**

うちは自治会がのぼり旗を作って、自治会がお金を払って反対運動とかを今やろうとしているのですよ。そういうことしかできないのですよ、我々市民は。そんな苦労を市民たちにさせる前に役所の方が動くことはしないのですか。やはり他人事ですか、これは。

**<松尾市長>**

何とかしたいと思っています。ですので、先ほども説明させていただいたところですが、我々にはこれを規制する権限はないですけれど、アンケートを取らせていただきながら、協議会なども立ち上げて、何ができるかというところを考えていきたいと思います。

**<佐助自治会 塚原氏>**

検討はいいです。検討はしないで、できる行動を小さくても良いからやってもらいたいのですよね。そうでないと、我々は結局自分たちで動いてやっているだけですか。でも、不動産で全部規制をかけてもらえば、それでもう民泊は減るですか。

**<松尾市長>**

ここで対立しても仕方ないと思いますが、不動産で網をかけるということについて、何か良い方法はありますか。

**<佐助自治会 塚原氏>**

市役所の方で法的に詳しい方はいっぱいいるのですから、そういう法務の詳しい人とかで対応はできないのですかね。

**<松尾市長>**

いただいた提案ですから、ここでできませんということでなくて、1回持ち帰って検討したいと思いますけれども、不動産の側から何か規制するというのは、法的に難しいのではないかとは思います。

**<佐助自治会 塚原氏>**

鎌倉は民泊にうるさいところだと認知してもらいたいですね。民泊だけでなく、飲食店もそう思っております。

**<由比ガ浜自治会 和田氏>**

旅館業法第3条第3項では、公共施設、例えば学校などから100メートル以内の場所にはつくることができないようなのですが、第一小学校からの距離が100メートル以内だと思われるところにもできています、保健所の方に問合せたのですが、調べてみますということでその後連絡もない状態でして、数日前に見たら許可番号が貼ってあったということで、許可が取れたようなのですが、こういう場合にはどこに話を持っていったら良いのでしょうか。

**<松尾市長>**

保健所になります。

**<由比ガ浜自治会 和田氏>**

保健所に許可をなぜ出したのかを申し入れていけば良いということですね。

**<松尾市長>**

疑問点があれば、我々から保健所に確認してということはやりますが、市民の皆さんから保健所に問い合わせていただければ、保健所もきちんと対応するはずです。

**<由比ガ浜自治会 和田氏>**

わかりました。こういう状況があちこちであるということをぜひ認識していただきたいと思います。

**<由比ガ浜自治会 倉川会長>**

我が家の隣の大きな庭があるところにも、不動産屋から電話がかかってきました。外国人の方が土地を買いたがっていますが売りませんかという攻勢をかけられております。おそらく鎌倉は今相当にらまれているだろうという感覚がございます。事前の予防対策を考えた方が良いかなと感じております。

**<由比ガ浜中央自治会 向井会長>**

条例は無理だというのはわかったのですが、規制はかかるないのですけれど、鎌倉市で要綱をつくっていただくのも一つなのかなと話を伺っていて思いました。

**<長谷大谷戸町内会 河合会長>**

先ほどからの説明を聞いていて、保健所設置市になりさえすれば条例はつくれるわけですね。保健所は中核市及び政令で定める市または特別区と書いてありますけれども、例えば政令でもって定めてもらえば良いのではないでしょうか。

### <松尾市長>

政令というのは政令市という意味で、横浜市、川崎市及び相模原市のことと言っています。

### <長谷大谷戸町内会 河合会長>

わかりました。それが駄目なら、例えば水道が使えなくするとか、電気を止めるとか、下水を使えなくするとか、そのようなことをできないのですかね。相手は強引につくつてくるわけですから、こちらも強引になってということしか考えられないのかなと思いました。

### <佐助自治会 塚原氏>

どうして知恵を出してできることからやってくれないのでですか。それが残念で困るのです。市民の人たちが困っているときはどうしたら良いのか。共生共創部長はどう思いますか。

### <共生共創部 能條部長>

何とかしたいと思っています。条例は今までご説明したとおりできなくて、だからといって何もしないというわけではなくて、今月末に関係機関と一緒に協議会を立ち上げますので、その中で市独自のガイドラインをつくっていきたいと思っています。それには法的な拘束力は持たせられないのですが、今の困っている現状とか、民泊を歓迎していないという市の考え方とか姿勢を打ち出せるようなものをまとめて、それこそ不動産業者とかに認知してもらえるようなものをつくりたいと思っています。

### <佐助自治会 塚原氏>

そういうできることをどんどんやってもらいたいですね、知恵を絞って。我々一市民ではできないから、そういうものを不動産業者に出していくってもらいたいですよね。

### <北稻村ガ崎自治会 鹿嶋副会長>

昨年もこの会合で民泊の話を私が提案していて、その回答が保留のままの状態がずっと続いているのですが、実は昨年に提案をした理由は、私の隣の家が民泊を始めるという話がきっかけです。私の家の隣が引っ越しをされて売りに出た後に新しい方が来られて、家族5人で引っ越しをすると挨拶に来たのですね。周りの人にもぎやかになるねといっていたのですけれど、その後、しばらく何も音沙汰がなかったのですが、業者による工事が始まって、引っ越しのリフォームをしているのだなと思っていたのですけれど、結局は民泊をやるという話が1箇月ぐらいにあって、そこから住民が動き出したという経緯があります。

それがあったので、北稻村ガ崎自治会では住民協定を今年の2月に制定したのですが、その民泊を中止してほしいという要望は結局本人には通らなかったのですが、色々調べた結果、その人は引っ越しという名目でこちらの家を買ったのだけれど、住民票だけ移して住まいは東京にあるのです。お子さんが来たとき聞いたら、引っ越しはしないと明言していて、その不動産の登記を調べたら、普通に民間の銀行から住宅ローンとしてお金を借りて買って投資をしているのです。これは実は違法なのですね。いわゆる事業用ではなくて、住宅用の融資だから違法なのです。それを私が金融庁と銀行に通知して押さえ込んだという経緯があるのですけれど、そこまでしないと押さえ込めなかつたのです。もしこれを公表したらその人は捕まってしまいますからね。今、民泊はうちの近所にもたくさんあって、稻村ガ崎は非常に多いです。つい最近も海外の方が不動産を見に來たので、近所の方がどうするのですかと聞いたら、民泊をやるということだったので、その方たちが声を上げて押さえ込んで、結

局は買わなかったのですけれど、そのような感じで住民が押さえ込んでいる状況になっています。

これが今までの経緯なのですけれど、神奈川県からは規制する区域の見直しは行わないという回答をいただいているよね。それに対して、鎌倉市は民泊検討会議を設置して検討を進めてまいりますとなっていますが、その具体的な内容はまだ言われていないので、書面で回答していただきたいというのがまず1点です。

もう一つ、先ほど市長は神奈川県の管轄だから、市は何もできないと言っていましたが、実は七里ガ浜の会合に市長が来られたときに言われた内容なのですが、民泊の問題を押さえ込むには、地区計画をつくって、それで規制してもらった方が良いということを言われました。

#### <松尾市長>

昨年のふれあい地域懇談会でもそれはご紹介しています。

#### <北稻村ガ崎自治会 鹿嶋副会長>

最近決まった常盤の地区計画の文書の中で、建築物等の用途の制限というのがあって、住宅とされているのですが、その中に住宅宿泊事業法第3条1項の届出による住宅を除くと書いてあるのです。

地区計画は、鎌倉市の条例ではないけれど、法律ですよね。神奈川県の方で条例での規制はできないと言っているのに、鎌倉市の地区計画の中では規制をしている、これは条例に抵触しないのですか。

実は、私たちの自治会の方では地区計画の策定にもう乗り出していて、これから動くのですけれど、今からスタートしても結局出来上るのは6、7年後ですよね。それまでは規制するものが何もないのに、きっと問題はずっと起こり続けますよね。その辺も今度の神奈川県との会合では上げていただけるのでしょうか。

#### <松尾市長>

ありがとうございます。おっしゃるような視点での検討ではないのですけれど、地区計画自体は住民合意の下での発意でつくっていくものですから、そこで規制はできるということは確認をしています。ですので、矛盾しないとは思いますが、はっきりと調べたわけではないので、いま一度きちんと調べたいと思います。

それから、今お話をいただいたような、地域の皆さんがあつ困っている状況については、県にきちんと伝えながら、新たな規制をどうできるかというところをしっかりと要求し、要求するだけでは終わらないで、きちんとその後も継続して協議をしてまいりたいと考えています。

#### <極楽寺自栄会 高橋会長>

民泊の件ですけれども、昨年度テーマとして出しました。皆さんと同じように困っていて、半年間、地域共生課の方で対応してもらつたのですけれども、何も動いてくれませんでした。それで、半年後に市長に陳情書を出しました。陳情書を出した後、共生共創部の方で警察と環境と消防の人を連れて三者会議をしてくれたのですよ。それで3箇月後にやっと管理者の方に納得していただいて、先月は一斉清掃に出てくれて、今月はお祭りにも出てくれました。その民泊というのは外国人相手で、十数人が毎日のように交代して泊まっているのですよね。そのような感じで本当に秩序も何もなかったのですよ。

地域共生課の方は半年間、法的にどうだこうだと言って、一歩も外へ出てこなかつたのですね。今回の場合には陳情書を出して、現場にも出てきてもらって、半年間で80%ぐらいまで解決しました。皆さんのところが陳情書を出してどうなるかわかりませんけれども、皆さん本当に困っていますよね。

うちだって本当に困りました。

令和7年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	07 鎌倉西-3
テーマ	「江ノ電鎌倉駅西口改札における沿線住民等優先入場の社会実験の実施について」の成果と今後の予定について
内容詳細	標記の社会実験が今年も実施されますが、当自治会に「優先観が確認できない」等の不満意見が多数来ています。 今までの効果実績と社会実験の今後の予定をご提示ください。
団体名	極楽寺自栄会
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課
議題に対する回答等	
<p>江ノ電鎌倉駅西口改札における沿線住民等優先入場の社会実験（以下「社会実験」という。）は、江ノ電沿線住民等証明書をお持ちの江ノ電沿線住民等を駅構内に優先で御案内するものです。</p> <p>この取組は、「旅客を公平に扱うという鉄道事業の本旨」からみると特例的な措置であり、自治体が行うサービスに鉄道事業者が協力する形で実施しています。</p> <p>令和6年度及び令和7年度は、江ノ電鎌倉駅における入場制限が実施されず、これに伴う入場待ちの行列も生じなかったことから、優先入場の実施には至りませんでしたが、令和5年度は、同駅の入場規制が実施されたことに伴い優先入場を実施し、列車1本分（14分程度）の待ち時間の短縮が図れた結果となりました。</p> <p>また、令和5年度の江ノ電沿線住民等証明書発行時に実施したアンケート調査では、約91%の方が、今後も社会実験を実施してほしいとの回答をいただいており、社会実験の実施については、一定のニーズがあるものと認識しております。</p> <p>令和8年度以降の社会実験の実施については、駅の混雑実績を見ながら江ノ島電鉄株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社と協議・検討し、決定してまいります。</p>	
添付資料	

### (3) 江ノ電鎌倉駅西口改札における沿線住民等優先入場の社会実験の実施について

#### <まちづくり計画部 服部部長>

これにつきましては、ゴールデンウィーク期間中の江ノ電が混雑すると思われる時期に周辺の住民等の方に証明書を発行いたしまして、優先的に駅の中に入場できるという制度でございます。直近3年間で申し上げますと、令和6年度と令和7年度につきましては、入場規制そのものがからなかつたので、特に実施はしてございません。証明書を発行する手続はしたのですけれども、実際には入場規制は行われませんでした。令和5年度でございますが、1回だけ規制が行われまして、そのときに優先入場を実施した結果、普通に並んでいるよりも14分程度早く入れたことが確認されたところでございます。また、住民の方に実施したアンケートですと、約91%の方から今後も社会実験を実施してほしいという回答をいただいており、一定のニーズがあると認識してございます。

ただ、鉄道事業者が市の取組に協力するのは特例的な措置でございますので、毎年その状況を見ながら、江ノ電と、それからJRとも協議しながら検討を進めることになります。今年度は実施しませんでしたけれども、来年度も同じような取組を進めていきたいと考えております。

いただいた内容詳細のところで、優先感が確認できないというご意見があったと書いています。おそらくこれは優先入場と優先乗車とが混同されているのかなと認識してございます。江ノ電の方からは、鉄道事業者として、同じ客を扱う上で優先的に乗車させることはできないと言われております。取組自体は続けていくのですけれども、実際の住民の方のお困り事をしっかりと今後聞きながら、できる策を江ノ電と協議しながら進めていきたいと思っています。

#### <極楽寺自栄会 高橋会長>

証明書発行時に実施したアンケートで約91%のことですが、この取組を実施した後のアンケートは1通もないのですか。施策というのは、やった後にどのくらい効果があったのを確認すべきですね。それで、毎年のように改善していくのが実験ではないですか。

#### <まちづくり計画部 服部部長>

これ自体は平成29年から実施をしてございまして、アンケート調査、これは一例として令和5年度の証明書発行というところで書かせていただきましたけれども、有効期限があるので、再発行ですか新たな手續をした方に対してやっているところでございます。基本的にはこの取組自体は賛同していただいていると思います。

改善の方法ですが、優先入場以上のものになると、やはり優先乗車だと認識をしておりますが、優先乗車となりますと、鉄道事業者からはできないというお答えをいただいていることは先ほども説明したとおりでございます。

#### <極楽寺自栄会 高橋会長>

極楽寺界隈の主婦の方に聞いてみると、5月の連休はすごくストレスを感じるということなのですよ。食料品の買い物に出かけられないというストレスらしいのですよね。優先入場の社会実験なんていったら聞こえがいいですよね。優先的に入場できて、あの観光客の中でスムーズに買い物にも行けるというように皆さん考えていると思います。

#### <まちづくり計画部 服部部長>

地元の方がおっしゃっているのは、おそらく入場を優先することが目的ではなくて、鎌倉にスムー

ズに来られて、スムーズに買物ができる、スムーズに帰れるということだと思います。ですので、この優先入場とは別に、例えば、地元の方のためにコミュニティバスをその期間だけ走らせるとか、別の移動手段を確保するとか、そういう取組を別途検討しております。ただ単純に優先入場だけすれば良いとは私どもも思っておりません。地域の方のニーズというのも色々とお話を聞いております。

さらに言えば、ゴールデンウィーク期間中ではなくても、江ノ電の混雑がひど過ぎるというご意見を我々の方にもいただいているとして、江ノ電とも勉強会を開催するなど、対応策は考えておりますので、目的のところをもう1回しっかりと把握しながら、やれることはやっていきたいと思っています。

#### <極楽寺自栄会 高橋会長>

今後の予定はどのようにになっているのですか。いつ頃発表するとか、いつ頃実施するとか、色々と検討されているみたいでしけれども。

#### <まちづくり計画部 服部部長>

現時点で具体的にどういった施策が打てるかというところは確定していないので、今この場でそのご予定を申し上げることはできないのですけれども。令和6年度ですと、実施した施策で言いますと、鎌倉に観光に来られる方は、東京からJR横須賀線を使って鎌倉に入られて、それで江ノ電で江の島方面に行くというのが通常ルートですが、いわゆる左回りという施策を国の方で実験しました。藤沢の方に先に行ってもらって、藤沢から江ノ電で鎌倉に入ってきてもらうということで、その回り方を逆にすることで利用者を減らしていこうという取組をしました。ほかにどういった手法があるかというのは、引き続き我々と江ノ電とで協議を進めてまいります。

#### <極楽寺自栄会 高橋会長>

そういうことをやっているようでしたら、情報を流してください。数年前から社会実験だといっていますが、それがよかつたのかよくなかったのかというのも全然わからないですよ。

#### <まちづくり計画部 服部部長>

社会実験をやってよかつたのかよくなかったかというところですが、優先入場に関してですが、約91%の方が今後も社会実験を実施してほしいということでした。

先ほどの藤沢方面から入ってくるという施策も、これは国の施策でして、いわゆる鎌倉のオーバーツーリズム対策というところでテレビでも報道されたので、一定の利用者はいたのですけれども、抜本的な改善にまでは至っていないということでございました。情報提供の仕方というのを引き続き我々の方でも伝わるように進めていきたいと思います。

#### <極楽寺自栄会 高橋会長>

極楽寺界隈の主婦の方からの評価は、何もやってくれていないのと一緒にではないかというものですので、広報の方でも毎年、情報を報告していただきたいと思います。

#### <まちづくり計画部 服部部長>

情報を提供するとともに、ゴールデンウィークに鎌倉まで来られてどういう行動を起こすのか、何時頃に来られて何時頃に帰られるとか、そういう細かいところは我々もまだ把握していませんので、それによって当然打つ手は変わってくると思います。それに対して、バスを走らせれば良いのか、あるいはその期間だけレンタサイクルを使えば良いのかなど、色々と手法はあると思うのですけれども、

個別のニーズを把握しないと効果的な施策は打てないと思いますので、そこはこれから進めていきたいと思います。

**<極楽寺自栄会 高橋会長>**

これからだったら行程表を引いてください。いつまでに調査をして、いつまでに対策を練って、いつから実施するとか。

**<まちづくり計画部 服部部長>**

現時点でははっきりそこは申し上げられませんが、しっかりとその辺は考えながらやっていきたいと思います。

**<由比ガ浜自治会 倉川会長>**

この問題に関しては、地域の年配の方からは江ノ電に乗るのが怖い、健康被害がある、骨折してしまうというお話をいただいている。ですので、鎌倉を通って儲けている企業である以上は、鎌倉の人たちに健康被害を及ぼすようなことは避けてほしいし、鎌倉の人たちに喜んでいただいて初めてその企業が受け入れられるものですけれども、鎌倉に住んでいる人たちに嫌な思いを強いておいて儲ける、こういう企業は鎌倉に必要ないのではないかなどと思います。したがって企業のことには口出しできないというのではなくて、その壁を1回ブレイクスルーして企業の在り方そのものを問わなければならぬ。市では無理かもしれません、県や国会やらに交渉していくステップを踏んでいただきたいということがございます。

それから、子どもたちの通学が怖い、危ないという意見を聞いています。うちの子どもも江ノ電を使って通学しておりましたが、ようやく卒業できてよかったですと、あの電車では通学を続けられなかつたという状況を繰り返しておりました。これを放置しておくのはやはり好ましくないと思います。

そして、今回の問題は江ノ電に限らず、バス等々を含めたトータルプランがないと解決できない話ではないかなと思います。企業の在り方もそうですし、それ以外の代替の交通をどう用意できるか、それから観光の流れを含めた、トータルバランスを踏まえた改善を進めていくことを目に見える形で行っていただきたいと思います。